

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2016年4月1日
(第16期)	至	2017年3月31日

株式会社日本取引所グループ^o

東京都中央区日本橋兜町2番1号

(E03814)

目次

頁

第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	6
3. 事業の内容	10
4. 関係会社の状況	13
5. 従業員の状況	14
第2 事業の状況	15
1. 業績等の概要	15
2. 生産、受注及び販売の状況	16
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	17
4. 事業等のリスク	19
5. 経営上の重要な契約等	30
6. 研究開発活動	30
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	31
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
2. 自己株式の取得等の状況	41
3. 配当政策	43
4. 株価の推移	43
5. 役員の状況	44
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	56
第5 経理の状況	66
1. 連結財務諸表等	67
(1) 連結財務諸表	67
(2) その他	102
2. 財務諸表等	103
(1) 財務諸表	103
(2) 主な資産及び負債の内容	111
(3) その他	111
第6 提出会社の株式事務の概要	112
第7 提出会社の参考情報	113
1. 提出会社の親会社等の情報	113
2. その他の参考情報	113
第二部 提出会社の保証会社等の情報	114
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年6月9日
【事業年度】	第16期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）
【会社名】	株式会社日本取引所グループ
【英訳名】	Japan Exchange Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	執行役CFO 田端 厚
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	広報・IR部長 三輪 光雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

決算年月	国際会計基準				
	2013年4月1日 (移行日)	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
営業収益 (百万円)	—	113,846	106,167	114,776	107,885
税引前利益 (百万円)	—	54,786	54,887	67,774	60,604
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	—	33,304	34,427	44,877	42,124
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益 (百万円)	—	33,954	40,863	41,902	41,676
親会社の所有者に帰属する 持分 (百万円)	181,937	207,101	235,611	257,194	257,955
総資産額 (百万円)	1,870,000	17,479,946	27,746,771	29,546,776	41,288,932
1株当たり親会社所有者帰 属持分 (円)	331.36	377.19	429.11	468.43	477.31
基本的1株当たり当期利益 (円)	—	60.66	62.70	81.74	77.00
希薄化後1株当たり当期利 益 (円)	—	—	—	—	—
親会社所有者帰属持分比率 (%)	9.7	1.2	0.8	0.9	0.6
親会社所有者帰属持分当期 利益率 (%)	—	17.1	15.6	18.2	16.4
株価収益率 (倍)	—	20.8	27.8	21.1	20.6
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	—	62,722	37,346	61,069	47,462
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	—	30,035	△5,563	△33,591	△19,330
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	—	△71,362	△22,364	△21,030	△21,119
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	29,308	50,713	60,114	66,547	73,553
従業員数 (名)	1,157	1,161	1,131	1,088	1,085

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 2015年3月期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。
4. 2013年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行い、2015年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、2014年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算出しております。

決算年月	日本基準		
	2013年3月	2014年3月	2015年3月
営業収益 (百万円)	71,708	116,251	106,232
経常利益 (百万円)	21,631	52,801	51,912
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,941	29,835	31,421
包括利益 (百万円)	15,550	28,990	38,110
純資産額 (百万円)	179,077	202,018	228,771
総資産額 (百万円)	1,276,386	1,403,713	2,047,974
1株当たり純資産額 (円)	321.51	357.60	405.81
1株当たり当期純利益金額 (円)	32.29	54.34	57.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.8	14.0	10.9
自己資本利益率 (%)	6.2	16.0	15.0
株価収益率 (倍)	26.4	23.2	30.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	23,928	62,722	37,346
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△109,659	30,035	△5,563
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	87,248	△71,362	△22,364
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	29,308	50,713	60,114
従業員数 (名)	1,157	1,161	1,131

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 2013年3月期より株式会社日本取引所グループとして新たに連結財務諸表を作成しております。なお、2013年3月期の連結財務諸表は、「企業結合に関する会計基準」に基づき、株式会社東京証券取引所グループの連結財務諸表を引き継ぐこととなり、株式会社東京証券取引所グループの2012年4月1日から2012年12月31日までの連結業績に2013年1月1日から2013年3月31日までの当社の連結業績を合算したものであります。
4. 2013年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、2013年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行い、さらに、2015年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、2013年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。

<参考>

当社グループの資産及び負債には、連結子会社である株式会社日本証券クリアリング機構が清算機関として引き受けた「清算引受資産・負債」及び清算参加者から担保として預託を受けた「清算参加者預託金」が両建てで計上されております。「清算引受資産・負債」及び「清算参加者預託金」は、多額かつ清算参加者のポジションなどにより日々変動することから、当社グループの資産及び負債の額は、これらの変動に大きな影響を受けます。その他、金融商品取引の安全性を確保するための諸制度に基づく「信託金」、「取引参加者保証金」及び「違約損失積立金」が資産及び負債または資本に両建てで計上されております。

連結経営指標等のうち、これらの資産及び負債または資本を控除した数値は、以下のとおりです。

決算年月	国際会計基準			
	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	179,153	207,663	229,246	230,006
総資産額 (百万円)	273,314	288,149	313,351	330,089
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	326.29	378.21	417.52	425.60
親会社所有者帰属持分比率 (%)	65.5	72.1	73.2	69.7
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	20.0	17.8	20.5	18.3

- (注) 1. 総資産額は「清算引受資産」、「清算参加者預託金」、「信託金」及び「違約損失積立金」、親会社所有者に帰属する持分は、「違約損失積立金」をそれぞれ控除して算出した数値であります。
2. 2013年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行い、2015年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、2014年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社所有者帰属持分を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
営業収益	(百万円)	18,643	12,248	33,102	35,072	47,887
経常利益	(百万円)	6,358	8,444	28,747	31,309	43,682
当期純利益	(百万円)	3,637	7,380	27,728	30,275	42,774
資本金	(百万円)	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500
発行済株式総数	(株)	54,906,910	274,534,550	274,534,550	549,069,100	549,069,100
純資産額	(百万円)	83,714	81,221	102,104	110,107	111,061
総資産額	(百万円)	193,658	165,956	215,218	230,071	244,641
1株当たり純資産額	(円)	152.47	147.93	185.96	200.54	205.50
1株当たり配当額	(円)	4,580	107	50	71	47
(内、1株当たり中間配当額)	(円)	(4,500)	(80)	(18)	(42)	(21)
1株当たり当期純利益金額	(円)	10.73	13.44	50.50	55.14	78.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	43.2	48.9	47.4	47.9	45.4
自己資本利益率	(%)	4.3	8.9	30.3	28.5	38.7
株価収益率	(倍)	79.5	93.7	34.5	31.3	20.3
配当性向	(%)	116.4	160.0	49.5	90.7	60.1
従業員数	(名)	204	209	219	208	197

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 2013年3月期より株式会社日本取引所グループとして新たに財務諸表を作成しております。なお、2013年3月期の財務諸表は、「企業結合に関する会計基準」に基づき、株式会社大阪証券取引所の2012年4月1日から2012年12月31日までの業績に2013年1月1日から2013年3月31日までの当社の業績を合算したものであります。
4. 2013年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、2013年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行い、さらに、2015年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、2013年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。なお、2013年3月期の1株当たり配当額4,580円は、株式会社大阪証券取引所の中間配当4,500円及び当社の期末配当80円を合算した金額であり、配当性向については、2013年1月1日付で行った株式分割後の1株当たり配当額125円を基に算出しております。

2 【沿革】

当社は、2013年1月1日に、株式会社大阪証券取引所（存続会社）と株式会社東京証券取引所グループとの合併（同日付で商号を「株式会社日本取引所グループ」に変更。）により、発足しました。

（合併存続会社である株式会社大阪証券取引所の沿革）

1878年6月	大阪株式取引所設立免許（大阪証券取引所の前身）
1949年4月	大阪証券取引所（会員組織）設立（同年5月に株券の売買を開始）
1956年4月	債券の売買を開始
1961年10月	市場第二部制度を導入
1966年10月	国債の売買を開始
1974年9月	相場情報伝達システム稼働
1983年11月	市場第二部特別指定銘柄制度（新二部市場）導入
1988年9月	日経平均株価先物取引を開始
1989年6月	日経平均株価オプション取引を開始
1991年12月	カントリーファンド売買取引を開始
1994年2月	日経300先物取引・オプション取引を開始
1996年4月	日経300先物限月間スプレッド取引を開始
1996年10月	外国株券上場制度を導入（1997年8月売買取引開始）
1997年5月	日経平均株価先物限月間スプレッド取引を開始
1997年7月	株券オプション取引を開始（2008年4月 個別証券オプションに名称変更）
1997年12月	株券に関する立会外取引制度導入
1999年1月	J-NET（相対）市場開設（同月売買開始）
1999年7月	立会場廃止
2000年5月	ナスダック・ジャパン市場を開設（同年6月売買開始）
2000年6月	東京事務所設置
2001年3月	京都証券取引所と合併
2001年4月	株式会社大阪証券取引所に組織変更
2001年6月	株価指数連動型上場投資信託受益証券（ETF）上場制度を導入（同年7月売買開始）
2001年12月	ベンチャーファンド上場制度を導入（2002年1月売買開始）
2002年9月	東京事務所を東京支社に変更
2002年11月	市場間監視グループ（ISG）に加入
2002年12月	ナスダック・ジャパン市場をニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」に変更
2003年1月	デリバティブの清算機関として有価証券債務引受業を開始 株式会社日本証券クリアリング機構を株券等の清算機関に指定
2004年4月	株式を「ヘラクレス」に上場
2005年4月	Russell/Nomura Prime インデックス先物取引を開始
2006年7月	日経225mini取引を開始
2006年10月	株式分割の実施（1：3）
2007年9月	デリバティブ市場におけるイブニング・セッションの開始
2007年10月	金融商品取引法に基づく自主規制委員会を設置
2008年12月	株式会社ジャスダック証券取引所株式の76.1%を取得し同社を子会社化

2009年 7月	取引所外国為替証拠金取引（大証FX）を開始（2014年10月取引休止）
2009年 9月	株式会社ジャスダック証券取引所の全株式を取得し同社を完全子会社化
2010年 4月	株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併
2010年10月	新JASDAQ市場開設（「ヘラクレス」、JASDAQ及びNEOを市場統合）
2011年 2月	デリバティブ売買システム「J-GATE」を稼働
2011年 7月	デリバティブ市場におけるナイト・セッションの開始
2011年11月	株式会社東京証券取引所グループとの経営統合に関する合意
2012年 2月	日経平均ボラティリティー・インデックス先物取引を開始
2012年 5月	大証NYダウ先物取引を開始
2012年 8月	株式会社東京証券取引所グループによる公開買付けにより、同社の連結子会社となる
2012年 9月	新大証設立準備株式会社（現株式会社大阪取引所）を設立
2012年10月	株式会社東京証券取引所グループと合併契約を締結（2013年 1月 1日）
2013年 1月	株式会社東京証券取引所グループと合併 「株式会社日本取引所グループ」に商号変更 会社分割により金融商品取引所事業を新大証設立準備株式会社に承継 新大証設立準備株式会社は、「株式会社大阪証券取引所」に商号変更 株式を東京証券取引所 市場第一部に上場
2013年 7月	大阪証券取引所の現物市場、清算機能及び自主規制機能をそれぞれ東京証券取引所の現物市場、日本証券クリアリング機構、東京証券取引所自主規制法人に統合
2013年10月	株式分割の実施（1：5） 株式会社日本証券クリアリング機構、株式会社日本国債清算機関と合併
2014年 1月	JPX日経インデックス400の算出・公表を開始
2014年 3月	東京証券取引所のデリバティブ市場を大阪証券取引所のデリバティブ市場に統合 株式会社大阪証券取引所が、「株式会社大阪取引所」に商号変更
2014年 4月	東京証券取引所自主規制法人が、「日本取引所自主規制法人」に名称変更
2014年 7月	中国銀行と包括的な協力協定を締結
2014年 8月	東京証券取引所、LEI（Legal Entity Identifier）指定業務を開始
2014年11月	香港駐在員事務所を開設 大阪取引所、JPX日経インデックス400先物取引を開始
2014年12月	ヤンゴン証券取引所設立のための合弁契約をミャンマー経済銀行、大和総研と締結（出資比率18.75%）。
2015年 4月	東京証券取引所、インフラファンド市場開設
2015年 5月	シンガポールに支店を開設（駐在員事務所を廃止） 大阪取引所、日経225オプションに係る限月取引を拡充（Weeklyオプションの導入）
2015年10月	株式分割の実施（1：2）
2016年 3月	ヤンゴン証券取引所、取引開始
2016年 7月	大阪取引所、東証マザーズ指数、台湾加権指数、FTSE中国50の先物取引及びJPX日経インデックス400オプション取引を開始
2017年 3月	サウジ証券取引所（タダウル）と包括的な協力協定を締結

(参考情報)

(株式会社東京証券取引所グループの沿革)

1878年 5月	東京株式取引所設立免許（東京証券取引所の前身）
1949年 4月	東京証券取引所（会員組織）設立（同年5月に株券の売買を開始）
1956年 4月	債券の売買を開始
1961年 6月	株式会社東京証券計算センター（現株式会社東証コンピュータシステム）設立
1961年10月	市場第二部制度を導入
1966年10月	国債の売買を開始
1969年 7月	東証株価指数（TOPIX）の算出・公表開始
1970年 5月	転換社債の売買を開始
1973年12月	外国株の売買を開始
1974年 9月	相場報道システム稼働
1985年10月	国債証券先物取引を開始
1986年 5月	ニューヨーク調査員事務所（現駐在員事務所）開設
1986年 6月	株式会社東京証券計算センターの子会社として株式会社東証システムサービスを設立
1988年 9月	株価指数（TOPIX）先物取引を開始
1989年10月	株価指数（TOPIX）オプション取引を開始
1990年 5月	国債証券先物オプション取引を開始
1990年 7月	ロンドン調査員事務所（現駐在員事務所）開設
1991年10月	財団法人証券保管振替機構が株券保管振替業務を開始
1996年12月	シンガポール駐在員事務所開設
1997年 7月	株券オプション取引を開始
1997年11月	株券及び転換社債券に係る立会外取引制度導入
1998年 2月	債券売買立会場を閉場
1998年 7月	TDnet（適時開示情報伝達システム）稼働
1999年 4月	株券売買立会場を閉場
1999年11月	新興企業向け市場「マザーズ」を創設
2000年 3月	広島証券取引所及び新潟証券取引所と合併
2001年 7月	株価指数連動型投資信託受益証券（ETF）の売買を開始
2001年 8月	証券会員制法人東京証券取引所に商号変更
2001年 9月	不動産投資信託証券（REIT）の売買を開始
2001年11月	株式会社東京証券取引所に組織変更
2002年 1月	財団法人証券保管振替機構の株式会社化に際し出資
2002年 2月	株式会社東証システムサービスを子会社化 株式会社東証コンピュータシステムを非子会社化（関連会社化）
2002年 7月	株式会社日本証券クリアリング機構を設立
2003年 1月	株式会社日本証券クリアリング機構、業務開始（現物清算業務を移管）
2004年 2月	株式会社日本証券クリアリング機構にデリバティブ清算業務を移管
2004年 7月	株式会社ICJを日本証券業協会、Automatic Data Processing, Inc.（現 Broadridge Nederland II B.V.）とともに設立。

2005年10月	TOPIXを浮動株ベースの指数に移行開始
2007年6月	シンガポール取引所株式を取得（所有割合：約4.99%）
2007年8月	株式会社東京証券取引所グループを設立（単独株式移転により設立）
2007年10月	東京証券取引所自主規制法人を設立（同年11月より業務開始）
2008年1月	ToSTNeT市場を創設（立会市場から独立） 北京駐在員事務所開設
2008年6月	ミニTOPIX、TOPIX Core30、東証REIT指数の先物取引を開始
2009年3月	ミニ長期国債先物取引を開始
2009年6月	株式会社TOKYO AIM取引所が取引所業務を開始（ロンドン証券取引所との共同出資） （2012年3月、ロンドン証券取引所が保有する全株式を取得。同年7月、株式会社東京証券取引所に吸収合併）
2009年10月	オプション取引にマーケットメイカー制度を導入
2010年1月	現物取引システム「arrowhead」を稼働
2010年7月	配当指数（日経平均・TOPIX・TOPIX Core30配当指数）先物取引を開始
2010年9月	株式会社日本証券クリアリング機構が株式会社日本国債清算機関株式を取得（所有割合：35.6%）
2011年7月	株式会社日本証券クリアリング機構、CDS清算業務を開始
2011年11月	株式会社大阪証券取引所との経営統合に関する合意
2012年8月	公開買付けにより、株式会社大阪証券取引所株式を取得（所有割合：66.7%）
2012年10月	株式会社日本証券クリアリング機構、金利スワップ取引清算業務を開始
2012年10月	株式会社大阪証券取引所と合併契約を締結（効力発生日：2013年1月1日）
2013年1月	株式会社大阪証券取引所と合併

3【事業の内容】

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、日本取引所自主規制法人及び株式会社日本証券クリアリング機構を含む連結子会社5社並びに持分法適用関連会社3社を有する金融商品取引法上の金融商品取引所持株会社であり、当社グループは、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所が開設する取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としております。当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの特徴及び収益内容は、次のとおりです。

(1) 当社グループの特徴について

① 現物市場

当社グループの現物市場の中核に位置づけられるのが、市場第一部、市場第二部、マザーズ及びJASDAQです。

これらの市場に上場する企業の時価総額合計（2017年3月末時点）は、世界の取引所の中で第3位、アジアでは最大の市場であり、日本国内における上場株式の売買代金の約9割を占めるなど、当社グループの現物市場は、世界でも有数の市場規模であるとともに、我が国証券市場のセントラル・マーケットとしての地位を確立しております。

近年、当社グループでは投資者の多様なニーズに応える観点から、上場商品の多様化に積極的に取り組み、少額、低コストで幅広い銘柄に分散投資することを可能にするETF及びETNのラインナップの拡充を推進しております。2017年3月末現在、現物市場には230銘柄が上場しており、国内の株価指数のみならず、外国株指数や原油、貴金属、農作物といったコモディティ、REIT指数やレバレッジ型指数に連動する商品など、多様な商品を提供しております。

また、当連結会計年度におきましては、2015年に創設したインフラファンド市場において3銘柄の上場が実現いたしました。インフラ運営に寄与する社会的意義や安定的なアセットクラスへの投資ニーズの高まりに応えるため、今後も同市場の育成に精力的に取り組んでまいります。

② デリバティブ市場

当社グループのデリバティブ市場で取引を行うことができるデリバティブ取引には、指数先物取引、指数オプション取引、国債先物取引、国債先物オプション取引、有価証券オプション取引があります。また立会時間については、日中立会に加え、ナイト・セッションでの取引が可能です。

指数先物取引及び指数オプション取引には、国内外の指数を対象とする取引があり、中でも日経平均株価先物取引、日経225mini及び日経平均株価オプション取引、TOPIX先物取引は、我が国を代表するデリバティブ商品です。また、国債先物取引においては、長期国債先物取引が、その高い流動性から、長期金利市場の指標となっています。

近年の取組みとしては、2014年11月にJPX日経インデックス400先物取引を導入、2015年5月には日経225のWeeklyオプションを導入したほか、2016年7月には東証マザーズ指数先物など4商品を導入するなど、デリバティブ市場の競争力の強化に努めています。

③ 取引システム

取引を円滑に行い、市場の安定性・信頼性を維持していくためには、システムの安定稼働が必須の要件となっております。また、金融テクノロジーの発達による取引手法の多様化・高度化や新商品の上場などに適切かつ機動的に対応し、市場利用者のニーズを実現していくためには、絶えずITインフラの整備を推進していく必要があります。

当社グループでは、現物市場の売買システムとして、高速性・信頼性・拡張性を兼ね備えた「arrowhead」を、デリバティブ市場の取引システムとして、世界標準の取引機能と世界水準の注文処理性能を兼ね備えた「J-GATE」をそれぞれ稼働しております。

投資者や取引参加者をはじめとした市場利用者にとっての信頼性・利便性をより向上させる観点から、2015年9月に「arrowhead」をリニューアルし、2016年7月に「J-GATE」を刷新いたしました。今後も更なる市場競争力の向上に向けた機能強化等の取組みを進めてまいります。

④ 情報サービス

当社グループでは、有価証券の売買及びデリバティブ取引に関する約定値段等の情報をその発生・変化の都度、即時に配信するとともに、株価情報等を基に算出した指数情報や各種統計情報も併せて、取引参加者や情報ベンダー等の市場参加者に提供しております。

また、上場会社の適時開示情報を検索できるサービスやコーポレート・アクション情報の提供等のサービスも行っており、市場参加者のニーズに応じて、各種市場情報の提供を行っております。

⑤ 自主規制機能

投資者が取引所金融商品市場に安心して参加するためには、市場が公正で信頼できるものである必要があり、市場の公正性・信頼性を確保するためには、自主規制機能が適切に発揮されることが不可欠です。

当社グループでは、持株会社の傘下に日本取引所自主規制法人を置き、“取引所の品質管理センター”として、市場の公正と信頼の維持を図っています。自主規制業務を、市場運営会社たる金融商品取引所とは別法人の形態の自主規制法人が行うことにより、市場に近い位置に身を置き、高い専門性を発揮すると同時に、中立性・実効性を確保しやすい組織体制を構築しています。

⑥ 清算・決済

投資者が取引所金融商品市場に安心して参加するためには、清算・決済が確実に行われることが極めて重要です。

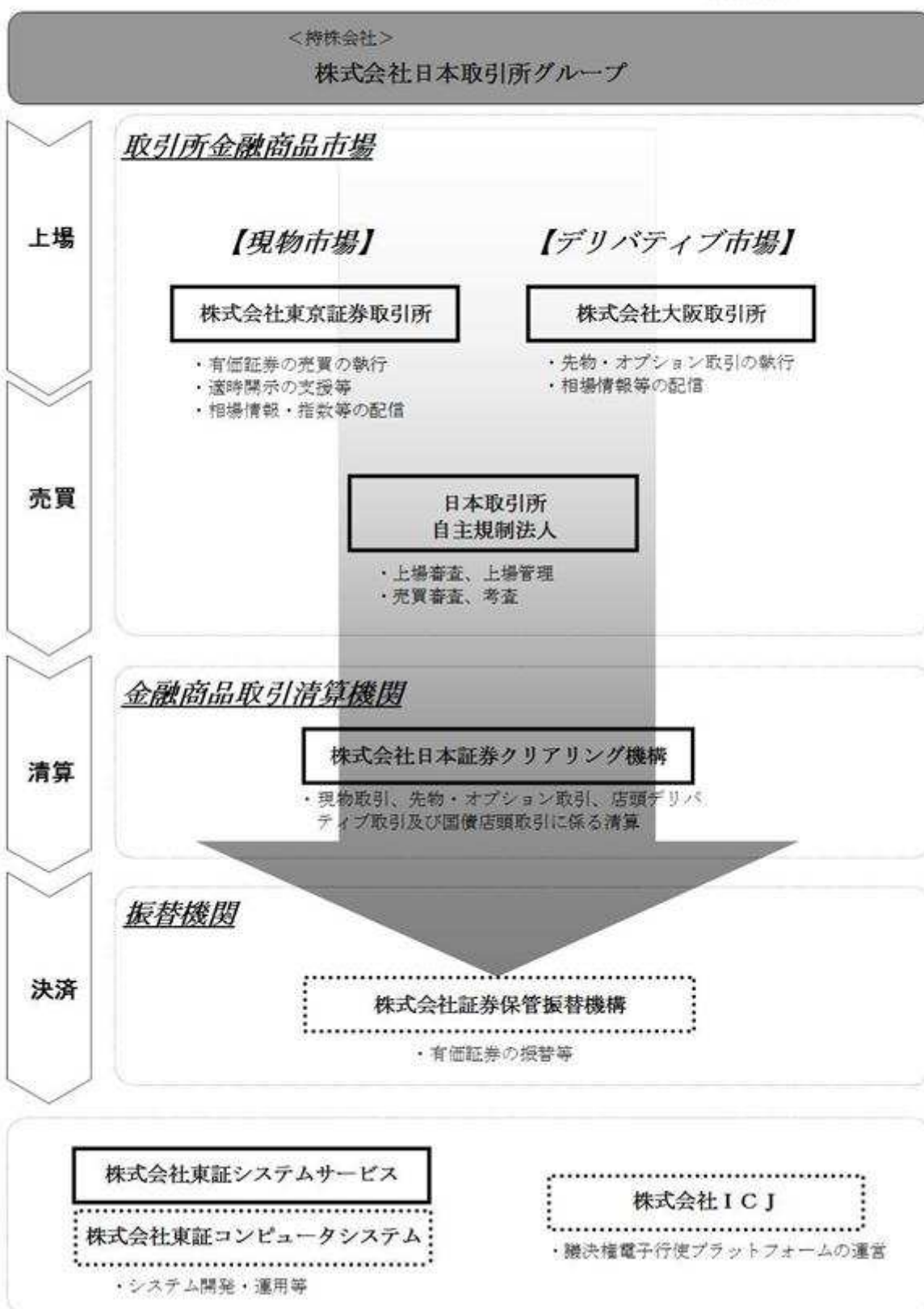
株式会社日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、国内すべての金融商品取引所で成立した現物取引や株式会社大阪取引所のデリバティブ市場で成立した先物・オプション取引に係る清算業務を行うとともに、私設取引システム（PTS）を通じた売買、店頭デリバティブ取引及び国債店頭取引の清算業務も行っています。同社は、債権・債務の当事者となって決済の履行を保証するほか、有価証券と決済資金の効率的な授受のためのネットィングを行ったうえで、証券・資金の決済機関に対して振替指図を行っております。

さらに、株式会社証券保管振替機構は、振替機関として、証券会社や銀行等の間における有価証券の振替等を行っております。

(2) 当社グループの収益内容について

内 訳	内 容
取引関連収益	売買代金・数量や注文件数に応じて取引参加者から得る収入など
清算関連収益	株式会社日本証券クリアリング機構が行う債務引受に係る収入など
上場関連収益	時価総額や増資の実施等に応じて上場会社から得る収入など
情報関連収益	取引参加者、情報ベンダー等への相場情報の提供料など
その他	株式会社東証システムサービスが行うシステム開発及び運用業務に係る収入など

当社グループの事業系統図は次頁のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名 称	住 所	資 本 金 (百万円)	主 要 な 事 業 の 内 容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社東京証券取引所 (注) 1, 4	東京都中央区	11,500	有価証券の売買を行う取引所金融商品市場の開設	100.0	経営管理 設備貸借 役員の兼任5名
株式会社大阪取引所 (注) 1, 4	大阪府大阪市 中央区	4,723	市場デリバティブ取引を行う取引所金融商品市場の開設	100.0	経営管理 役員の兼任5名
日本取引所自主規制法人 (注) 1, 2	東京都中央区	3,000	株式会社東京証券取引所等からの委託を受けて行う自主規制業務	100.0	経営管理 役員の兼任1名
株式会社日本証券クリアリング機構 (注) 1, 4	東京都中央区	8,950	金融商品債務引受業等	(注) 5	役員の兼任2名
株式会社東証システムサービス	東京都中央区	100	コンピュータシステムの開発受託等	100.0 (100.0)	
(持分法適用関連会社) 株式会社 I C J	東京都千代田区	200	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの運営	50.0 (50.0)	
株式会社東証コンピュータシステム	東京都江東区	400	情報処理事務の受託等	35.0 (35.0)	
株式会社証券保管振替機構	東京都中央区	4,250	有価証券の振替に係る業務等	24.4	役員の兼任1名

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 日本取引所自主規制法人の資本金の欄には、基本金の額を記載しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で示しております。

4. 株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び株式会社日本証券クリアリング機構につきましては、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

< 主要な損益情報等 (日本基準) >

	株式会社東京証券取引所	株式会社大阪取引所	株式会社日本証券 クリアリング機構
(1) 営業収益	79,289百万円	16,529百万円	22,288百万円
(2) 経常利益	44,134百万円	4,284百万円	6,581百万円
(3) 当期純利益	30,720百万円	3,066百万円	4,531百万円
(4) 純資産額	115,227百万円	20,197百万円	52,046百万円
(5) 総資産額	141,395百万円	29,218百万円	3,399,723百万円

5. A種類株式99.2%、B種類株式100.0%、C種類株式60.4%、D種類株式52.9%

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2017年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
連結会社合計	1,085

- (注) 1. 金融商品取引所事業の単一セグメントのため、連結会社の従業員数の合計を記載しております。
2. 従業員数は、グループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含んだ就業人員であります。
3. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満であることから、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2017年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
197	43.3	18.0	10,126,287

- (注) 1. 従業員数は、グループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含んだ就業人員であります。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満であることから、記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、グループ外からの受入出向者を除き、賞与及び基準外賃金を含んで算出しております。

(3) 労働組合の状況

株式会社東京証券取引所には、東京証券取引所労働組合が組織されております。

また、株式会社大阪取引所には、大阪証券取引所労働組合と大阪証券労働組合の2つの労働組合が組織されております。

なお、労使関係に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社の当連結会計年度（2016年4月1日～2017年3月31日）の連結業績は、現物の売買代金、デリバティブの取引高がともに前年を下回ったことなどから営業収益は1,078億85百万円（前年同期比6.0%減）となる一方、営業費用が501億85百万円（前年同期比1.5%減）となったため、営業利益は593億77百万円（前年同期比10.4%減）、税引前利益は606億4百万円（前年同期比10.6%減）となりました。

また、法人所得税費用を計上した後の最終的な親会社の所有者に帰属する当期利益は421億24百万円（前年同期比6.1%減）となりました。

<参考>

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)		当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
		前連結会計年度末 (2016年3月31日)		当連結会計年度末 (2017年3月31日)
TOPIX	1,196.28ポイント ～1,691.29ポイント	1,347.20ポイント	1,204.48ポイント ～1,577.40ポイント	1,512.60ポイント
日経平均株価	14,952.61円 ～20,868.03円	16,758.67円	14,952.02円 ～19,633.75円	18,909.26円
JPX日経400	10,780.40ポイント ～15,251.93ポイント	12,161.79ポイント	10,869.19ポイント ～14,117.98ポイント	13,522.45ポイント

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ70億5百万円増加し、735億53百万円となりました。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前利益606億4百万円に、減価償却費及び償却費117億84百万円並びに支払法人所得税等234億73百万円等を加減した結果、474億62百万円の収入となりました。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形資産の取得による支出99億70百万円等により、193億30百万円の支出となりました。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、支払配当金274億14百万円、自己株式の取得による支出135億1百万円及び社債の発行による収入199億32百万円等により、211億19百万円の支出となりました。

(3) 並行開示情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりです。

(のれんの償却停止)

日本基準では、のれんを一定期間にわたり均等償却しておりましたが、IFRSでは、のれんの償却は行わず毎期減損テストを行っております。

この影響により、IFRSの営業費用は日本基準に比べて、前連結会計年度3,442百万円、当連結会計年度3,442百万円減少しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

業務の性格上、該当する情報がないため記載しておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、その「企業理念」において、「公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献」するとの方針を掲げています。

当社グループの運営する現物市場の売買代金及びデリバティブ市場の取引高は、グローバルな経済環境や市況の動向によって大きく影響を受ける傾向があるため、「市場の持続的な発展」を実現するには、国内外の市場利用者から支持される質の高いサービスの提供に努めることに加え、短期的に外部環境が悪化した場合でも安定的な市場運営を可能とするだけの十分な財務基盤を確保するために、相対的に高い成長性が見込まれる事業分野への積極的な投資を通じて、ビジネスポートフォリオの充実を図っていく必要があります。

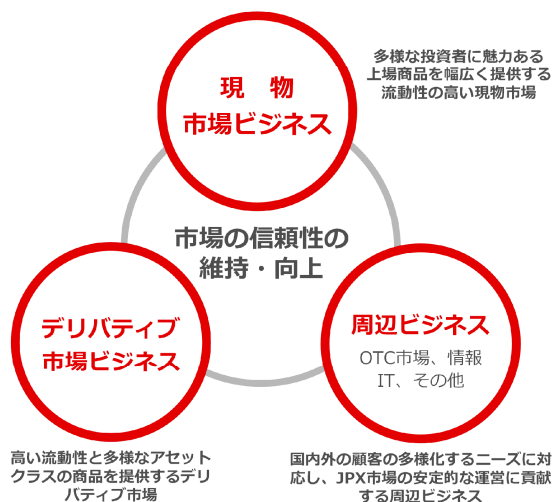
そこで、当社グループでは、「第二次中期経営計画（2016年度－2018年度）」において、「統合の成功を基礎に市場の持続的な発展に向けた投資を強化」するとの基本方針を定め、事業部門間の連携・相互補完により市場基盤やサービスの質的向上などの取組みを強化しつつ、新たなビジネスへの積極的な進出を図ることを通じて、「現物市場ビジネス」、「デリバティブ市場ビジネス」及び「周辺ビジネス」のバランスがとれたビジネスポートフォリオを有する姿の実現を中長期的に目指してまいります。

また、当社グループは、財務の安全性と株主還元のバランスをとりつつ、積極的な成長投資に伴う収益・利益の拡大及び安定性向上を図ることを資本政策の基本方針としております。当社グループは、こうした方針のもと、市況により大きく変動する当社ROE*について、資本効率を意識した経営を行うことにより、市況変動にかかわらず資本コストを上回る10%を中長期的に実現することを目指してまいります。

* 2008年度－2012年度（統合前の合算値）の平均ROEは5%程度、2013年度－2015年度（第一次中期経営計画期間）の平均ROEは16%程度

中長期的に目指す「将来像」

バランスがとれたビジネスポートフォリオ



第二次中期経営計画の概要

第二次中期経営計画（2016年度－2018年度）の2年目にあたる2017年度を迎えるにあたり、各重点的な取組みにおける施策の進捗状況や高速取引への適切な対応などの新たな課題等を踏まえ、2017年3月31日付で第二次中期経営計画をアップデートいたしました。当社グループは、今回アップデートした第二次中期経営計画に沿って、次の課題に取り組んでまいります。

① 投資者の多様な投資ニーズの充足と中長期的な資産形成の活性化

我が国における中長期的な資産形成を活性化していく観点から、個人投資家の金融リテラシーの向上と機関投資家の資産運用の高度化・多様化の必要性が高まっています。また、当社グループの運営する市場における円滑・公正な価格形成の維持・発展を図るうえでは、多様な投資判断を行う投資家の参加を促していくことが重要です。

そこで、当社グループでは、多様なチャネルを活用し、若年層・投資未経験層に対する情報提供・啓発活動の更なる強化を図るほか、投資家の多様なニーズに合致した投資商品の上場、海外取引所とのコネクティビティ・サービスの拡充による市場への新たな投資家の誘致、新指数の開発による日本株の新たな投資魅力の提示などに取り組まします。

さらに、デリバティブ市場については、新たな商品の導入に加えて、国内の機関投資家によるデリバティブ取引の活用促進に取り組まします。また、総合取引所化の可能性についても継続的に検討してまいります。

② 上場会社の価値向上の支援

コーポレート・ガバナンスに関する報告書や決算短信等の英文開示の促進をはじめ、上場会社の財務情報・非財務情報を投資家が入手しやすい環境の整備などを通じて、両者の円滑な対話を促進し、コーポレート・ガバナンスの実効性の更なる向上を図ります。また、成長分野へのリスクマネーの円滑な供給を通じて、我が国経済の持続的な成長

に貢献する観点から、地方未上場企業に対する上場支援によるIPOの裾野の拡大を図るほか、市場コンセプトの明確化に向けた取組みを進めてまいります。

③ 市場基盤の強化

清算・決済サービスにおけるリスク管理の高度化や利便性の向上を図るとともに、決済リスク削減に向けた株式決済期間の短縮や国債決済期間の短縮に向けて取組みを進めてまいります。また、広域災害に備えた市場運営体制の強化に向けた取組みを進めるほか、サイバーセキュリティの強化・拡充を行います。

さらに、市場運営に係るリスク管理体制の充実を図るとともに、高速取引に対する新ルールの導入を踏まえた円滑な移行や、現行の現物売買システムの更なる機能強化に向けた取組みを進めてまいります。

また、日本取引所自主規制法人の売買審査業務におけるAI（人工知能）の本格的な活用に向けた取組みを進めてまいります。

④ 取引所ビジネスの拡大

中長期的なビジネスポートフォリオの多様化を進める観点から、OTCデリバティブ分野における清算対象分野の拡大をはじめとして新たなビジネス領域への進出に向けた取組みを進めてまいります。

また、国際金融規制改革の進展や新しい金融・IT技術（フィンテック）の発展により、当社グループのビジネス環境が大きく変化する可能性を見据え、取引所ビジネスに関する新技術の研究・開発を進めるほか、創造的な組織風土の醸成や海外ビジネス基盤の強化、国内外の規制動向等に関する調査研究機能の強化や意見発信を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下、当社グループの事業その他に関し、リスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しておりますが、これらのリスクは必ずしもすべてのリスクを網羅したのではなく、提出日現在では想定していないリスクや重要性が低いと考えられるリスクも、今後、当社グループの財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、必ずしもリスク要因には該当しないと考えられる事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、記載事項のうち将来に関する事項は、提出日現在において入手可能な情報等に基づいて判断したものであります。

1. 経営体制・事業戦略に関するリスク

(1) 経営体制の特徴等について

① 企業理念等について

取引所金融商品市場の運営については、金融商品取引法において、「有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者の保護に資するよう運営されなければならない」と規定されており、当社グループでは、以下の内容を企業理念として、事業を遂行いたします。

- ・ 私たちは、公共性・信頼性の確保、利便性・効率性・透明性の高い市場基盤の構築、創造的・魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。
- ・ 私たちは、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

② 取締役会の構成について

当社では、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るため、指名委員会等設置会社形態を採用しており、経営監視・監督機能の中心的役割を担う取締役会は、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上を図り、業務執行の妥当性を監督する機能を強化する観点から、過半を社外取締役で構成しております（2017年3月31日現在の取締役13名中、9名が社外取締役）。

当社では、上場会社の役員等、法律専門家、公認会計士及び学識経験者を社外取締役として選任しており、各人はそれぞれの分野で高い見識を認められた人材であることから、経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる充実した体制が構築されているものと認識しております。

また、公共性・公益性の高い清算・決済インフラの提供主体として、中立的かつ利用者の意見を反映させた業務運営を実現する観点から、株式会社日本証券クリアリング機構の取締役会についても社外取締役を中心とした構成としており、過半を参加者である証券会社や学識経験者等から選任しております。

当社グループは、収益の多くを証券会社や上場会社から得ていることから、当社グループと証券会社や上場会社は利害が対立する可能性があります。当社グループでは、市場の利用者である証券会社や上場会社等のステークホルダーの意見等を経営に反映していくことが、市場全体の安全性・利便性・効率性の維持・改善に寄与し、ひいては当社グループの企業価値の向上にも資するものと認識しております。

③ 持株会社であることについて

当社は持株会社であるため、収入は、経営管理料収入や子会社や関連会社からの配当金に大きく依存しますが、法律上又は事業上の制約により、当社への子会社や関連会社からの配当金の支払いは制限される可能性があります。

当社の子会社である日本取引所自主規制法人は、金融商品取引法において、営利の目的をもって業務を行ってはならない旨、規定されていることから配当を行うことができず、また、子会社である株式会社日本証券クリアリング機構は、清算機関としての企業の継続性及び決済履行保証スキーム（「7. 決済履行確保の枠組みについて」参照）の機能確保の観点から、一定の剰余金を確保する必要があります。（「金融市場インフラのための原則」（2012年4月：国際決済銀行・支払決済システム委員会、証券監督者国際機構専門委員会の共同報告書）においても、「（より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事しているCCPは）極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある2先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。」との原則が掲げられております。）

当社グループは、配当について「金融商品取引所グループとしての財務の健全性、清算機関としてのリスクへの備え、当社市場の競争力強化に向けた投資機会等を踏まえた内部留保の重要性に留意しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を60%程度とすること」を目標としておりますが、当社の子会社や関連会社が、当社に配当を行うだけの十分な収益やキャッシュ・フローを確保できなかった場合には、当社の株主に対する配当が困難もしくは不可能となる可能性があります。

④ 自主規制機能について

投資者が取引所金融商品市場に安心して参加するためには、市場が公正で信頼できるものである必要があり、市場の公正性・信頼性を確保するためには、自主規制機能が適切に発揮されることが不可欠です。

当社グループの企業体としての利害と市場の公正性との間の利益相反問題の回避に万全を期するとともに、その実効性を確保するため、持株会社の傘下に市場運営会社（株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所）と自主規制法人（日本取引所自主規制法人）を置いており、日本取引所自主規制法人は株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所からの委託を受けて自主規制業務を行っております。

この自主規制業務の委託料については、金融商品取引法において、自主規制法人が委託を受けた自主規制業務を行うために適正かつ明確な算出方法が委託契約に定められていることが求められていることから、長期かつ固定的な金額を基本としております。

当社グループでは、自主規制機能は市場運営と密接不可分な市場開設者としての機能の根幹であり、市場についての一種の品質保証であるとともに、市場のブランドを維持向上させるものであると認識しており、中長期的に収益の獲得・向上に資するものであると考えておりますが、短期的には、自主規制機能の発揮が営利性の追求と相反する側面があるとともに、市場環境の悪化等により、当社グループの経営成績が順調に進展しない場合には、自主規制機能にかかる業務に必要な経営資源を投入した結果、当社グループの経営成績に影響を及ぼす業績が圧迫される可能性があります。加えて、自主規制機能が適切に発揮されない場合には、市場参加者や投資者等の信頼を著しく損ね、ひいては市場のブランド価値を毀損することにより、当社グループ全体の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、金融商品取引所との比較において自主規制業務に関する負担が著しく低い私設取引システム（いわゆるPTS。以下、「PTS」といいます。）等との競争においては、コスト構造上、不利に働く可能性があります。

(2) 事業戦略に関するリスク

① 事業戦略が失敗するリスク

当社グループは、2016年3月に、2016年度から2018年度までの3年間を対象とする当社グループの第二次中期経営計画を公表し、様々な施策を実行しております。2017年3月には、各重点的な取組みにおける施策の進捗状況や高速取引への適切な対応などの新たな課題等を踏まえ、第二次中期経営計画をアップデートいたしました。

中期経営計画の進捗状況については、実現に向けて、定期的に経営層でモニタリングを行い、臨機応変の対応を取るようになっておりますが、こうした戦略や施策が実行できない、あるいは、たとえ戦略や施策が実行できた場合でも当初想定した成果の実現に至らない可能性があります。また、本項に示した各種リスクの顕在化又は中期経営計画の前提となる経済環境の変化等により中期経営計画で発表した数値目標を達成できない可能性があります。

② システム投資について

近年のIT技術の発展により金融商品取引所もシステムの高度化が進んでおり、その安定性・処理性能等が市場間競争における優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

当社グループでは、現物市場の売買システムとして、高速性・信頼性・拡張性を兼ね備えた「arrowhead」を、デリバティブ市場の取引システムとして、世界標準の取引機能と世界水準の注文処理性能を兼ね備えた「J-GATE」をそれぞれ稼働しております。

今後も、金融テクノロジーの発達に伴う投資手法の高度化・多様化等、刻々と変化を続ける利用者のニーズに適切に対応し、金融商品取引所としての競争力を維持していくためには、ITに関する設備投資を継続し、取引システム等の改良に努めていく必要があり、今後詳細な更改スケジュールを検討してまいります。

しかしながら、これらの設備投資により、必ずしも直ちに収益が拡大するとは限らず、市況の悪化等により、コストに見合う収益を生み出すことができなかつた場合には、当社グループの業績が圧迫されるとともに、その後における追加的な設備投資に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業環境等に関するリスク

(1) 法令等による規制等について

① 免許制の事業であることについて

当社グループは金融商品取引法及び関連する諸法令の規制の下、事業を行っております。

当社は、金融商品取引法が定める内閣総理大臣の認可（以下、「取引所持株会社認可」といいます。）を受けた「金融商品取引所持株会社」であり、当社の子会社である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、同法が定める内閣総理大臣の免許（以下、「取引所業免許」といいます。）を受けて、取引所金融商品市場を開設・運営する「金融商品取引所」であります。なお、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、同法が定める内閣総理大臣の認可（以下、「自主規制業務の委託認可」といいます。）を受けて、自主規制業務を日本取引所自主規制法人に委託しており、日本取引所自主規制法人は同法が定める内閣総理大臣の認可（以下、「自主規制業務認可」といいます。）を受けて、自主規制業務を行っております。

また、株式会社日本証券クリアリング機構は、同法が定める内閣総理大臣の免許を受けて、金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業等を行っております。

さらに、金融商品取引清算機関の総株主の議決権の100分の20（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、100分の15）以上の数の議決権を取得し、若しくは保有しようとする場合、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされており、当社は当該認可を受けております。

現時点におきましては、上記免許又は認可が取消しとなるような事由は発生しておりませんが、将来、何らかの理由により、同法が定める取消事由等に該当し、内閣総理大臣より免許又は認可の取消処分を受けることとなった場合又は業務の全部若しくは一部の停止等の処分を受けることとなった場合等には、当社グループの事業運営及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

<主な許認可等の概要>

許認可等の名称	根拠条文	会社名	有効期限	免許又は認可の取消事由
取引所持株会社認可	金融商品取引法 第106条の10第1項	株式会社日本取引所グループ	なし	同法 第106条の26、第106条の28第1項
取引所業免許	同法 第80条	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所	なし	同法 第134条第1項、第148条、第152条第1項
自主規制業務の委託認可	同法 第85条第1項	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所	なし	同法 第153条の2
自主規制業務認可	同法 第102条の14	日本取引所自主規制法人	なし	同法 第153条の4
金融商品債務引受業免許	同法 第156条の2	株式会社日本証券クリアリング機構	なし	同法 第156条の17第1項、第2項
金融商品取引清算機関の主要株主認可	同法 第156条の5の5	株式会社日本取引所グループ	なし	同法 第156条の5の9第1項

② 業務内容の制限等について

金融商品取引法において、金融商品取引所持株会社である当社は、子会社である株式会社金融商品取引所等の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができないとされており、金融商品取引所である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務以外の業務を行うこと、自主規制法人である日本取引所自主規制法人は、自主規制業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行うことを禁止されており、業務範囲が制限されております。同様に、金融商品取引清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構も、金融商品債務引受業等及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされており、内閣総理大臣の承認を受けた場合のみ、金融商品債務引受業に関連する業務を行うことができるとされております。

また、子会社につきましても、金融商品取引所持株会社及び金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならないとされており、内閣総理大臣の認可を受けた場合のみ、取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社を子会社とすることができることとされております。

このほか、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、日本取引所自主規制法人及び株式会社日本証券クリアリング機構は、定款、業務規程、受託契約準則、業務方法書を変更する場合には、内閣総理大臣の認可が必要である旨、定められているなど、当社グループは法令による広範な規制の下、業務を行っております。これらの規制は、有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正かつ円滑にし、並びに投資者の保護に資することを目的としており、必ずしも当社の株主を保護することを目的とはしていないため、将来、何らかの理由により、業務上必要な認可が得られないような場合には、当社グループが必要とする施策を実行できず、事業機会を逸失するなど、当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 当社の発行済株式の取得及び所有に係る制限等について

金融商品取引法において、金融商品取引所持株会社である当社が発行する株式につきましても、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引所持株会社又は地方公共団体その他政令で定める者を除いて、何人も、総株主の議決権の100分の20（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、100分の15）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除きます。以下、「対象議決権」といいます。）を取得し、又は保有してはならないとされております。

また、総株主の議決権の100分の5を超える対象議決権の保有者となった者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならないものとされております。

④ 法改正による影響等について

当社グループの事業に関連する法規制の導入・改正・撤廃や法規制の執行に関する方針の変更は、直接的に又はその結果生じる市場環境の変化を通じて、当社グループに悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、規制内容の変更に伴う競争環境の変化や証券税制の変更は、当社グループの市場シェアや取引量の減少に繋がる可能性があります。

将来における法規制の変更内容及びそれが当社グループの事業に与える影響を予測することは困難であり、当社グループがコントロールしうるものでもありませんが、新たな規制等が実施された場合には、当社グループの業務遂行や業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融市場の動向による影響について

① 収益構造の特徴等について

当社グループの営業収益のうち、「取引関連収益」及び「清算関連収益」（それぞれ2017年3月期の連結営業収益に占める割合が42.4%、19.9%）は有価証券やデリバティブ商品の売買代金・取引高の水準に、「上場関連収益」（同12%）は上場する企業の時価総額や資金調達額、新規上場会社数の水準などにそれぞれ大きく依拠しております。

したがって、当社グループの収益は、有価証券やデリバティブ商品の流通市場並びに有価証券の発行市場の動向、ひいては世界的な金融市場の動向や国内外の経済情勢の影響を大きく受けることとなります。

特に、上場会社の大多数は日本企業であることから、日本経済の状況が当社グループの業績に及ぼす影響は大きく、景気の低迷等により、流通市場及び発行市場を取り巻く環境が悪化し、現物市場及びデリバティブ市場における取引量、上場会社の時価総額、資金調達額等が減少した場合には、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、流通市場や発行市場の動向は、経済環境その他様々な要因により大きく変動する可能性があるため、その動向を精緻に予測することは非常に困難です。

② 外国人投資家の動向による影響について

2016年1月～12月における外国人投資家の取引量は、株式の売買代金及びデリバティブ取引の主力商品である日経225先物やTOPIX先物の取引高においては過半を占めるなど、重要な割合を占めております。

したがって、日本経済、日本企業一般の株価パフォーマンス又は為替レートの状況や規制強化等により、外国人投資家にとっての日本市場への投資魅力が減退し、取引量が減少することとなった場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合による影響について

① 現物市場に関する他の証券取引所、取引所外取引との競合について

現物取引等における競合は激しさを増してきており、市場の流動性、取引の執行にかかるスピード・コスト、取引システムの性能、取引参加者や上場会社に提供される商品やサービスの多様性、規制環境など、様々な分野において、今後も競合の激化は進展していくものと認識しております。

現状、当社グループにおける株式売買代金は、2016年1～12月における国内上場株式の売買代金の9割程度を占めており、日本における取引所外取引（PTS及びOTC等）は1割程度であり、諸外国と比較すると低い水準となっておりますが、近年、PTSにおける取引量は増加傾向にあり、将来的には当社グループのシェアを奪う脅威となる可能性があります。

当社グループがこうした競争環境に適切に対応できず、市場の流動性等が減少した場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、近年、世界的に取引所業界は激しい価格競争にも晒されております。競合他社が当社グループよりも低い手数料等でのサービスの提供を開始し、当社グループにおいても、取引や上場にかかる手数料の引下げ等を行う必要が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② シンガポール取引所の日経平均株価先物取引・オプション取引との競合について

大阪取引所市場における日経平均株価先物取引は主にシンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引と競合しております。シンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引は、大阪取引所市場における日経平均株価先物取引と同じく、我が国株式市場を代表する指数である日経平均株価を対象とした株価指数先物取引です。

過去3年間の大阪取引所市場及びシンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引の取引高は、次のとおりです。

年度	大阪取引所市場	シンガポール取引所市場
2014年度	45,895,007単位	13,131,419単位
2015年度	56,456,693単位	13,493,491単位
2016年度	45,141,344単位	10,742,445単位

(注1) 大阪取引所市場及びシンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引には、それぞれ日経225mini及びMini Nikkei 225 Index Futuresを含みます。ただし、これらは、取引金額換算では大阪取引所市場における日経平均株価先物取引の10分の1であるため、実際の取引高の10分の1としております。

(注2) シンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引（米ドル建を含み、Mini Nikkei 225 Index Futuresを除きます。）は、取引金額換算では大阪取引所市場における日経平均株価先物取引の半分であるため、実際の取引高の半分の記載しております。

指数オプション取引に関しては、大阪取引所市場における日経平均株価オプション取引が主に競合している商品として、シンガポール取引所市場の日経平均株価オプション取引があります。

過去3年間の大阪取引所市場及びシンガポール取引所市場の日経平均株価オプション取引の取引高は、次のとおりです。

年度	大阪取引所市場	シンガポール取引所市場
2014年度	41,272,677単位	3,672,593単位
2015年度	38,407,629単位	2,573,955単位
2016年度	31,037,980単位	2,850,257単位

(注) シンガポール取引所市場の日経平均株価オプション取引は、取引換算額では大阪取引所市場における日経平均株価オプション取引の半分であるため、実際の取引高の半分の記載しております。

2016年度の大阪取引所市場における日経平均先物取引及び日経平均株価オプション取引の取引高は、シンガポール取引所市場のそれを上回っておりますが、今後の市場参加者の動向によっては、大阪取引所市場の利用者がシンガポール

取引所市場に移ることで大阪取引所市場における取引高が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 取引所間の経営統合について

取引所業界においては、情報通信技術の発展に伴うクロスボーダー取引の拡大や市場間競争の激化、取引所の株式会社化・上場を背景とした規模拡大や経営効率向上の取組強化、国際的な規制の調和の進展などを背景に、主に欧米地域を中心に、特に2000年代後半以降、主要取引間での合従連衡の動きが顕著となりました。例えば2007年には、NYSEグループとユーロネクスト間及びNasdaqとOMX間の経営統合、ロンドン証券取引所によるイタリア取引所の買収などが実施され、その後も2012年のHKExによるロンドン金属取引所の買収や2013年のインターコンチネンタル取引所によるNYSEユーロネクストの買収などが実現しています。一方で、経営統合を発表しながらも、規制当局による承認等が得られず、見送りとなった事例もこれまで少なからずあり、また昨今では、清算分野、IT関連や情報ビジネスなどビジネス領域の拡大を目的とした取引所による買収事例も増加しています。

他の取引所による経営統合・買収等が今後とも継続的に行われるのかどうか、またその場合の当社グループの事業への影響を予測することは困難ですが、他の取引所がそうした取組みを通じて、より優れたサービスの提供やコスト削減を実現する場合には、当社グループの競争優位性の相対的な低下や国際的なプレゼンスの低下に繋がる可能性があります。

3. 事故・災害等に関するリスク

当社グループでは、市場開設者という社会インフラとしての責務を果たすべく、様々なリスクが発現した場合においても、事業を可能な限り継続し、止むを得ず中断する場合においても可能な限り早期に再開できるよう、BCP（緊急時事業継続計画）を策定しており、堅実かつ安定的な事業継続体制の整備に努めております。

しかしながら、地震・風水害・火災等の自然災害、電力・通信等の社会インフラの停止、物理的破壊行為・サイバーテロ等のテロ行為又は新型インフルエンザを始めとする疫病の蔓延等により、想定を上回る被害を受け、事業を長期的に中断せざるをえないこととなった場合には、甚大な経済的損失を被るとともに、社会的信用の低下等、深刻な事態をもたらす可能性があります。

また、事業の中断に至らなかった場合においても、被害の状況によっては、多額の回復費用が必要となり、当社グループの財政状態及び、経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

4. システム面に関するリスク

現物及びデリバティブの売買・清算並びにこれらに関連する業務は、システムを通じて処理されていることから、市場の安定性・信頼性を維持するためには、取引システムの安定稼働が必須の要件となっております。

また、近年、金融テクノロジーの発展に伴い、取引システムは高度化してきており、取引システムの性能が、取引所ビジネスにおける競争力の源泉となっております。

当社グループでは、過去にシステム障害やキャパシティの不足により売買停止に至った反省の下、同様の事態が発生することを防ぐためのリスク管理体制をとっておりますが、その可能性を完全に否定することはできません。

利用者の要望に適切に対応することができず、取引システムの性能が他の取引所等の提供するシステムに劣後することとなった場合又はシステム障害等の発生により、市場の信頼性が毀損した場合には、取引量が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

5. 情報漏えい等に関するリスク

当社グループでは、取引参加者、上場会社等の企業情報や個人情報等を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を保有しております。当社グループの多くの役職員は、金融商品取引法においても秘密保持義務が課せられておりますが、役職員の故意又は過失による情報漏えいの発生を完全に否定することはできません。

さらに、外部からの不正なアクセスの防止に関しても、個人情報保護法の下で、厳格な管理が要求されております。当社においても情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、役職員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限らず、重要な情報が外部に漏洩した場合には、市場利用者等からの損害賠償、監督官庁からの処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

6. 事務リスクについて

当社グループは、市場開設者として重要な業務に関して、事務過誤を未然に防止するための内部統制の整備やシステム化等を推進しておりますが、役職員の故意又は過失により重大な事務過誤が発生した場合には、損失の発生、監督官庁の処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

7. 決済履行確保の枠組みについて

日本には株式会社東京証券取引所をはじめ、有価証券の売買を行うための金融商品取引所¹が4つありますが、これらの取引所における有価証券の売買については、すべて株式会社日本証券クリアリング機構が清算業務を行っております。同社は、PTS²における有価証券の売買についても、清算業務の対象としております。また、株式会社大阪取引所における先物・オプション取引についても、同社が清算を行っており、さらには、店頭市場におけるクレジットデフォルトスワップ取引及び金利スワップ取引（以下、「店頭デリバティブ取引」といいます。）並びに国債店頭取引も清算業務の対象としております。

株式会社日本証券クリアリング機構は清算機関として市場参加者が行った取引の債務を負担し、債権・債務の当事者となって、決済の履行を保証しております。これにより、市場参加者は取引相手方の信用リスクを意識せずに取引を行うことが可能となりますが、一方で、清算参加者が決済不履行を起こした場合でも、株式会社日本証券クリアリング機構には他の清算参加者との決済を履行する義務があります。このため、同社では、清算参加者の決済不履行に伴い損失が生じた場合には、決済不履行を発生させた清算参加者の担保等によりその損失を補填する自己責任原則を基本としつつ、万が一不足が生じる場合には、株式会社日本証券クリアリング機構の自己資金を充てるほか、他の清算参加者にも負担を求める損失補償制度を設けております。

同社における決済履行確保のための取組み及び損失補償制度の概要は以下のとおりです。

（決済履行確保のための取組み）

① 清算参加者制度及びモニタリング

清算参加者の信用リスクの低減を図るため、清算資格の種類ごとに資格要件を定めるとともに、資格要件にはそれぞれ取得基準と維持基準を設けており、一定の財務基盤、経営体制及び業務執行体制を有する者を清算参加者とするとしております。それらの状況については定期的にモニタリングを行い、問題があると認められた場合は、当該清算参加者の債務について引受けを停止することができるほか、清算資格の取消しを行うことが可能となっております。

また、清算参加者のポジションの状況も定期的にモニタリングしており、一部の清算参加者に対する過度な信用リスクの集中がないかを管理し、ポジションが過大である場合には、必要に応じて措置を検討しております。

② 担保制度

清算参加者の決済不履行による損失に備えるため、清算参加者に担保の預託を求めています。担保には、清算基金³等の清算預託金、取引証拠金⁴、当初証拠金⁵及び変動証拠金⁶があり、定期的に十分性を確認するとともに、適宜、担保所要額の算出モデルの検証及び見直しを行っております。

また、担保として預託を受ける金銭又は代用有価証券に対して一定の適格要件を設定するとともに、日々担保価値の評価を行っております。

③ DVP (Delivery Versus Payment) 決済

株式会社日本証券クリアリング機構と清算参加者との有価証券の決済は、仮に決済不履行が生じても「取りはぐれ」が生じることのないよう、証券と資金の授受をリンクさせ、代金の支払いが行われることを条件に証券の引渡しを行う（証券の引渡しが行われることを条件に代金の支払いを行う）DVP決済で行われております。

④ 流動性の確保

清算参加者の決済不履行時に必要となる流動性を確保するため、資金決済銀行等との間で流動性供給に関する契約を締結しております。

また、資金の流動性供給枠の十分性については、定期的に確認を行っております。

（損失補償制度の概要）

清算参加者が決済不履行を起こした場合、株式会社日本証券クリアリング機構は、当該清算参加者を当事者とする債務の引受け又は負担の停止並びに株式会社日本証券クリアリング機構が当該清算参加者に引き渡すべき有価証券及び金銭の引渡しを停止するとともに、引渡しを停止した有価証券及び金銭を、当該清算参加者の決済不履行の弁済に充当します。

以上の処理後においても、株式会社日本証券クリアリング機構の損失が解消されない場合には、以下に記載する方法により、損失の補填を行います。なお、この補填は、原則として、有価証券の売買、先物・オプション取引、店頭デリバティブ取引及び国債店頭取引のそれぞれの清算に係る損失⁷について、不履行清算参加者の清算資格に応じて、個別に行います。

決済不履行発生時の有価証券の売買及び先物・オプション取引の清算に係る損失については、次に掲げる順序により、補填を行います。

- ① 不履行清算参加者が預託している担保（当初証拠金、取引証拠金及び清算基金等）による補填
- ② 金融商品取引所等の損失補償による補填⁸
- ③ 株式会社日本証券クリアリング機構による補填
- ④ 不履行清算参加者以外の清算基金による補填
- ⑤ 不履行清算参加者以外による相互保証

したがって、清算参加者の決済不履行により、株式会社日本証券クリアリング機構に損失が生じた場合で、上記①の対応によっても、同社の損失を補填しえない場合には、②については、損失補償契約に定められた金額（現物取引：104億円、先物・オプション取引：174億円）を上限として、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪取引所が補填を行うことにより、また、③については、株式会社日本証券クリアリング機構が証券取引等決済保証準備金として積み立てた金額（250億円）を上限として補填を行うことにより、当社グループに損失が生じる可能性があります。

また、決済不履行発生時の店頭デリバティブ取引の清算に係る損失については、次に掲げる順序により、補填を行います。

- ① 不履行清算参加者が預託している担保（当初証拠金及び清算基金）による補填
- ② 株式会社日本証券クリアリング機構による補填（第一階層決済保証準備金）
- ③ 不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金及び株式会社日本証券クリアリング機構による補填（第二階層決済保証準備金）
- ④ 不履行清算参加者以外の清算参加者の特別清算料による補填
- ⑤ 破綻後における変動証拠金等の累計が勝ち方の不履行清算参加者以外の清算参加者による補填

したがって、清算参加者の店頭デリバティブ取引に係る決済不履行により、株式会社日本証券クリアリング機構に損失が生じた場合で、上記①までの対応によっても、同社の損失を補填しえないときには、それぞれの清算業務について、②については、株式会社日本証券クリアリング機構が第一階層決済保証準備金として積み立てている金額（各20億円）を上限として補填することにより、③については、株式会社日本証券クリアリング機構が第二階層決済保証準備金として積み立てている金額（クレジットデフォルトスワップ取引：10億円、金利スワップ取引：20億円）を上限として補填することにより、当社グループに損失が生じる可能性があります。

さらに、決済不履行発生時の国債店頭取引の清算に係る損失については、次に掲げる順序により、補填を行います。

- ① 不履行清算参加者が預託している担保（当初証拠金及び清算基金）による補填
- ② 株式会社日本証券クリアリング機構による補填（第一階層決済保証準備金）
- ③ 不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金及び株式会社日本証券クリアリング機構による補填（第二階層決済保証準備金）
- ④ 不履行清算参加者以外の清算参加者の特別清算料による補填
- ⑤ 原取引按分清算参加者⁹の清算基金及び株式会社日本証券クリアリング機構による補填（第二階層決済保証準備金のうち③での未負担額）
- ⑥ 原取引按分清算参加者の特別清算料による補填
- ⑦ 破綻後における変動証拠金等の累計が勝ち方の不履行清算参加者以外の清算参加者による補填

したがって、清算参加者の国債店頭取引に係る決済不履行により、株式会社日本証券クリアリング機構に損失が生じた場合で、上記①までの対応によっても、同社の損失を補填しえないときには、②については、株式会社日本証券クリアリング機構が第一階層決済保証準備金として積み立てている17.5億円を上限として補填することにより、③及び⑤については、株式会社日本証券クリアリング機構が第二階層決済保証準備金として積み立てている17.5億円を上限として補填することにより、当社グループに損失が生じる可能性があります。

-
- 1 有価証券の売買を行うための金融商品取引所：東京証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所及び福岡証券取引所
 - 2 PTS：SBIジャパンネクスト証券株式会社及びチャイエックス・ジャパン株式会社が運営するPTS
 - 3 清算基金：清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対する債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているものです。その所要額は、極端ではあるが現実には起こりうる市場環境下において複数の清算参加者が決済不履行を起こした場合等に、当該不履行清算参加者が預託する証拠金等が不足することで発生する損失をカバーするよう計算されます。
 - 4 取引証拠金：清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているもので、その所要額は、先物・オプション取引の建玉について、SPAN[®]※で計算した額から、ネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額以上となります。
※ SPAN[®]：CME（シカゴ・マーカンタイル取引所）が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Riskの略。先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金額が計算されます。
 - 5 当初証拠金：各清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対する債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているもので、その所要額は、それぞれの取引について清算参加者が破綻した場合に、そのポジション処理が完了するまでの間に価格（金利スワップ取引についてはイールド・カーブ）が変動することにより想定される損失額に、一定のリスクをカバーする額を加算して計算されます。
 - 6 変動証拠金：各清算参加者のポジションについて、日々の価格変動をカバーするために、前日からのポジションの価値の変動分を、変動証拠金として現金により授受します。変動分が負となる清算参加者は株式会社日本証券クリアリング機構に支払い、正となる清算参加者は株式会社日本証券クリアリング機構から受け取ります。
 - 7 株式会社日本証券クリアリング機構では、クロスマージン制度を導入しており、当該制度の対象とされた国債証券先物取引に係る損益については、店頭デリバティブ取引（金利スワップ取引）の清算に係る損益として取り扱われます。
 - 8 金融商品取引所等の損失補償による補填：株式会社日本証券クリアリング機構が金融商品取引所等との間で締結している損失補償契約に基づき、当該契約に定める金額を上限に損失を補填します。現物取引に係る契約は株式会社日本証券クリアリング機構と5つの金融商品取引所との契約に加え、株式会社日本証券クリアリング機構と各PTSとの契約があり、補償限度額は合計で113億円（うち当社グループである株式会社東京証券取引所と株式会社大阪取引所の補償限度額の合計は104億円。）となっております。また、先物・オプション取引に係る契約は株式会社日本証券クリアリング機構と株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所との契約で、補償限度額は合計で174億円となっております。
 - 9 原取引按分清算参加者：信託口を有する清算参加者をいいます。

8. 保有するシンガポール取引所株式について

当社グループは、事業上の提携関係の強化などを通じて中長期的に当社グループの企業価値向上の効果が期待される場合、他の上場会社の発行する株式を保有することがあります。

このような方針のもと、当社グループは、2007年6月に、シンガポール取引所との緊密な提携関係の構築を目的として、シンガポール取引所に上場する同社株式53,051千株を取得（発行済株式の4.99%に相当。取得金額374億円）しましたが、同社株式の下落に伴い、2009年3月に207億円の投資有価証券評価損を計上しております。

その後も、シンガポール取引所との提携関係の強化を念頭に同社株式を継続的に保有しており、2014年12月4日には、相互協力に係る趣意書（LOI）を締結するなど、相互の企業価値向上に資する各種施策の検討・協力等を推進しております。当社グループでは、今後もシンガポール取引所との間で、当社グループの企業価値向上に資する連携等について協議を進めていく方針ですが、シンガポール取引所株式の株価や為替の変動は、当社グループの資本や包括利益に影響を及ぼす可能性があります。

9. 契約等に関するリスク

① シカゴ・マーカントイル取引所とのSPAN利用に関するライセンス契約について

株式会社日本証券クリアリング機構は、先物・オプション取引の証拠金を受け入れておりますが、証拠金計算方式として、シカゴ・マーカントイル取引所が開発したSPAN方式を採用しております。

同方式を採用するに際し、シカゴ・マーカントイル取引所との間でSPANの利用に関するライセンス契約を締結しておりますが、不測の事態により当該契約が解消された場合には、SPAN方式に代わる証拠金計算方式の採用に伴うシステム改造負担等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 株式会社日本経済新聞社との日経平均株価利用許諾契約について

当社グループのデリバティブ市場の主力商品である日経平均株価先物、日経225mini及び日経平均株価オプションに関しては、原資産である日経平均株価の利用許諾について株式会社日本経済新聞社との間で利用許諾契約を締結しております。

株式会社大阪取引所は株式会社日本経済新聞社に対し、日経平均株価先物取引、日経225mini及び日経平均株価オプション取引に関する利用許諾契約に基づき、契約基本料の他、取引高に応じて月額対価を支払っております。当該契約は、一方の当事者による契約義務不履行の場合や、議決権の過半数の株式譲渡又は取得、合併といった事由による当該契約関連事業の支配権に重大な変動が生じた場合等には、他方の当事者が通知を行うことにより当該契約を解約することができる内容となっておりますが、一方の当事者が契約を終了させる通知を行わない場合は、現在締結している契約の満了日である2020年12月末から5年間ずつ自動更新されることとなっております。また、株式会社日本経済新聞社はやむを得ない事由が生じたときは、株式会社大阪取引所の了承を条件に日経平均株価の編集及び公表を廃止することができます。仮に上記の事由により、当該契約が終了した場合、株式会社大阪取引所は日経平均株価先物取引、日経225mini及び日経平均株価オプション取引の中断、あるいは中止を余儀なくされ、この場合、当社グループの経営成績が大きな影響を受ける可能性があります。

その他、当該契約に関して、当社グループの経営成績が大きな影響を受ける可能性がある事態が生じる場合としては、以下のようなものが考えられます。

- ・ 利用許諾料については当該契約の他に別途締結している覚書により、契約基本料の他、1先物取引及び1オプション取引当たり一定額を月額対価として株式会社大阪取引所が株式会社日本経済新聞社へ支払うこととなっておりますが、当該覚書の内容については、株式会社大阪取引所と株式会社日本経済新聞社が協議のうえ、変更される可能性があります。当該利用許諾料が大幅に変更された場合には、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。
- ・ 当該契約は独占契約ではないため、今後、国内外において株式会社大阪取引所以外の者が株式会社日本経済新聞社との間で日経平均株価利用許諾契約を締結し、利用権を取得する可能性があります。株式会社大阪取引所以外の者が日経平均株価の利用権を取得し国内外において日経平均株価先物・オプション取引を行い、その利便性が高い等の事情により大阪取引所市場の取引高が減少した場合、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

10. 訴訟等に関するリスク

① 法令遵守に関するリスク

当社グループでは、情報漏えいをはじめ、役職員の故意又は過失による法令違反行為を防止するための取組みに注力しておりますが、これらの取組みがすべての法令違反行為の発見・防止に対して有効であるとは限らず、役職員による法令違反行為を常に排除できるとは限りません。

役職員による法令違反行為が現実のものとなった場合には、監督官庁からの行政処分や市場利用者等からの損害賠償請求等、行政上又は司法上の制裁が科される可能性があるとともに、社会的信用の低下等により、当社グループの事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

② 訴訟に関するリスクについて

当社グループの事業は様々な法的責任に晒されており、これらには、役職員等又はコンピュータ・システムによる業務運営の中で、過誤が発生するリスク（いわゆるオペレーショナル・リスク）の顕在化による法的責任も含まれます。

オペレーショナル・リスクには、例えば次のようなものが考えられます。

- ・ 役職員が法令や当社グループの定款、業務規程その他の諸規則等に定められた適正な業務遂行（必要な市場規制措置等）を過誤等により怠る又は誤った措置を行うリスク
- ・ 障害や大規模災害によるシステム停止又はシステムに誤作動が発生するリスク
- ・ 役職員又はシステム運用業務委託先の過誤等により取引が中断されるリスク
- ・ 当社グループが算出を行っているTOPIX等の株価指数や統計情報等、配信を行う各種情報に誤謬が生じるリスク

上記のリスクが顕在化した場合には、監督官庁から処分等を科される可能性があるとともに、損害を被った市場利用者から損害賠償等を求められる可能性もあります。

当社グループでは、規則や契約等において、利用者が損害を受けた場合であっても、当社グループに故意又は重過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わない旨を定めておりますが、オペレーショナル・リスクの顕在化を含むなんらかの要因により訴訟が提起された場合には、訴訟費用が多額にのぼる可能性があるとともに、訴訟において当社グループに不利な決定がなされた場合には、訴訟に伴う損害賠償のみならず、社会的な信用の低下等を通じて、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. レピュテーション・リスク

当社グループでは、社会的な信用力やブランド力を、競争力の源泉の一つとして認識しております。

当社グループの社会的な信用は、システム及び自主規制業務等における過誤等、当社グループに起因する様々な要因のみならず、取引参加者や上場会社等の市場参加者又はその他の第三者による不法行為等によっても毀損される可能性があります。

当社グループの社会的な信用の毀損は、取引高の減少や発行会社の当社グループが開設する市場への上場を妨げる要因となる可能性があり、ひいては、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約内容	相手方の名称	契約会社名	契約期間	備考
日経平均先物取引、ミニ日経平均先物取引及び日経平均オプション取引に係る「日経平均株価」の利用許諾に関する契約	株式会社日本経済新聞社	株式会社大阪取引所	2011年1月1日から5年間 以後5年毎に自動更新	
SPANの利用に係るライセンス契約	Chicago Mercantile Exchange	株式会社日本証券クリアリング機構	2004年2月2日	※

※ 期間の定めのない契約のため、契約の効力発生日を記載しております。

なお、2016年度第2四半期連結会計期間において、契約期間満了により終了した契約は以下のとおりであります。

契約内容	相手方の名称	契約会社名	契約期間	備考
Click XT（各種デリバティブ商品に係るソフトウェア）に係るライセンス契約	OMX TECHNOLOGY AB	株式会社大阪取引所	2009年9月18日から 2016年7月26日まで	
J-GATEの運用保守契約	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社大阪取引所	2010年10月16日から 2016年7月31日まで	

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針等の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであり、将来に生じる実際の結果と大きく異なる可能性もあります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しております。

この連結財務諸表の作成にあたっては、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるために、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況－1 連結財務諸表等－(1) 連結財務諸表－連結財務諸表注記－3. 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

(営業収益の状況)

①取引関連収益

取引関連収益は、現物の売買代金及びデリバティブの取引高等に応じた「取引料」、取引参加者の取引資格に応じた「基本料」、注文件数に応じた「アクセス料」、利用する売買システム施設の種類に応じた「売買システム施設利用料」等から構成されます。

当連結会計年度の取引関連収益は、現物の売買代金、デリバティブの取引高がともに前年同期を下回ったことなどから、前年同期比12.9%減の457億3百万円となりました。

・取引関連収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
			増減 (%)
取引関連収益	52,471	45,703	△12.9
取引料	43,294	36,523	△15.6
現物	30,783	26,168	△15.0
デリバティブ	12,510	10,354	△17.2
TOPIX先物取引	1,934	1,841	△4.8
日経平均株価先物取引(注1)	5,136	4,231	△17.6
日経平均株価指数オプション取引(注2)	3,543	2,834	△20.0
長期国債先物取引	1,597	1,329	△16.8
その他	298	117	△60.6
基本料	1,061	1,044	△1.6
アクセス料	5,165	4,985	△3.5
売買システム施設利用料	2,854	3,066	7.4
その他	95	84	△12.1

(注1) 日経225mini先物取引を含めております。

(注2) Weeklyオプション取引を除きます。

<参考>

- ・現物の売買代金及びデリバティブの取引高等（立会内外含む）

	1 日 平 均			期 間 合 計		
	前連結会計年度 (自 2015年 4 月 1 日 至 2016年 3 月 31日)	当連結会計年度 (自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月 31日)	増減(%)	前連結会計年度 (自 2015年 4 月 1 日 至 2016年 3 月 31日)	当連結会計年度 (自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月 31日)	増減(%)
<現物>						
東証市場第一部・ 二部 売買代金 (百万円)	2,914,804	2,572,220	△11.8	714,126,887	630,193,987	△11.8
マザーズ 売買代金 (百万円)	97,914	122,500	25.1	23,988,944	30,012,485	25.1
JASDAQ 売買代金 (百万円)	70,338	47,450	△32.5	17,232,911	11,625,223	△32.5
ETF・ETN等 売買代金 (百万円)	286,770	206,552	△28.0	70,258,699	50,605,141	△28.0
REIT等 売買代金 (百万円)	42,805	49,869	16.5	10,487,342	12,217,881	16.5
<デリバティブ>						
TOPIX先物 取引高 (単位)	93,824	89,966	△4.1	22,986,847	22,041,552	△4.1
日経平均株価 先物取引高 (単位)	120,358	98,128	△18.5	29,487,683	24,041,367	△18.5
日経225mini 先物取引高 (単位)	1,100,776	861,224	△21.8	269,690,101	210,999,767	△21.8
日経平均株価指数 オプション取引 金額 (百万円) (注)	30,690	24,823	△19.1	7,519,072	6,081,697	△19.1
長期国債先物 取引高 (単位)	34,658	28,569	△17.6	8,491,325	6,999,496	△17.6

(注) Weeklyオプション取引を除きます。

②清算関連収益

清算関連収益は、株式会社日本証券クリアリング機構が行う金融商品債務引受業に関する清算手数料等から構成されます。

当連結会計年度の清算関連収益は、前年同期比7.3%減の214億54百万円となりました。

③上場関連収益

上場関連収益は、新規上場や上場会社の新株券発行の際に発行額に応じて受領する料金等から構成される「新規・追加上場料」及び時価総額に応じて上場会社から受領する料金等から構成される「年間上場料」に区分されます。

当連結会計年度の上場関連収益は、新規・追加上場料が減少し、前年同期比2.6%減の129億3百万円となりました。

- ・上場関連収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年 4 月 1 日 至 2016年 3 月 31日)	当連結会計年度 (自 2016年 4 月 1 日 至 2017年 3 月 31日)	増減 (%)
上場関連収益	13,250	12,903	△2.6
新規・追加上場料	5,330	4,317	△19.0
年間上場料	7,919	8,586	8.4

<参考>

- ・上場会社数並びにETF、ETN及びREITの上場銘柄数

(単位：社、銘柄)

	新規上場会社（銘柄）数			上場会社（銘柄）数		
	前連結会計年度 （自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）	当連結会計年度 （自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）	増減	前連結会計年度末 （2016年3月31日）	当連結会計年度末 （2017年3月31日）	増減
東証市場第一部・ 第二部	23	19	△4	2,492	2,550	58
マザーズ	58	56	△2	225	237	12
JASDAQ	14	14	0	786	754	△32
TOKYO PRO Market	4	4	0	14	17	3
合計	99	93	△6	3,517	3,558	41
ETF・ETN	21	17	△4	225	230	5
REIT	4	7	3	53	58	5

(注) 新規上場会社（銘柄）数は、テクニカル上場（合併や株式移転等により設立された会社（銘柄）の新規上場）に係る会社（銘柄）数を除いております。

- ・上場会社の資金調達額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 （自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）	当連結会計年度 （自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）	増減 (%)

(注) 東証市場における公募（新規上場時の公募を含む。）、第三者割当及び株主割当による資金調達の合計金額。

④情報関連収益

情報関連収益は、情報ベンダー等への相場情報の提供に係る収益（相場情報料）のほか、指数ビジネスに係る収益及びコーポレートアクション情報等の各種情報の提供に係る収益から構成されます。

当連結会計年度の情報関連収益は、相場情報料が増加したことに加え、指数ビジネスに係る収益が増加したことなどから、前年同期比2.3%増の181億12百万円となりました。

⑤その他の営業収益

その他の営業収益は、売買・相場報道等の各種システムと取引参加者・ユーザをつなぐarrownetに係る利用料、注文の送信時間等の短縮による売買執行の効率化を目的として、システムセンター内に取引参加者及び情報ベンダー等が機器等を設置するコロケーションサービスに係る利用料、株式会社東証システムサービスが行うシステム開発・運用収益、売買システム等のサービス提供料等から構成されます。

当連結会計年度のその他の営業収益は、arrownet利用料、コロケーションサービス利用料が増加したことなどから、前年同期比18.3%増の97億11百万円となりました。

- ・その他の営業収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 （自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）	当連結会計年度 （自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）	増減 (%)
arrownet利用料	2,316	2,848	23.0
コロケーション利用料	2,886	3,234	12.0
その他	3,005	3,628	20.7

(営業費用の状況)

当連結会計年度の人件費は、前年同期比5.0%減の156億14百万円となりました。

システム維持・運営費は、現物及びデリバティブの売買システムをはじめとした各種システムの維持及び管理運用に係る費用等から構成されます。当連結会計年度のシステム維持・運営費は、前年同期比14.1%増の108億13百万円となりました。

減価償却費及び償却費は、前年同期比10.1%増の109億83百万円となりました。

その他の営業費用は、当連結会計年度は前年同期比15.0%減の127億74百万円となりました。

(3) 財政状態に関する分析

(資産、負債及び資本の状況)

当社グループの資産及び負債には、株式会社日本証券クリアリング機構が清算機関として引き受けた「清算引受資産・負債」及び清算参加者から担保として預託を受けた「清算参加者預託金」が両建てで計上されております。「清算引受資産・負債」及び「清算参加者預託金」は、多額かつ清算参加者のポジションなどにより日々変動することから、当社グループの資産及び負債の額は、これらの変動に大きな影響を受けます。その他、金融商品取引の安全性を確保するための諸制度に基づく「信託金」、「取引参加者保証金」及び「違約損失積立金」が資産及び負債または資本に両建てで計上されております。

当連結会計年度末の資産は、「清算引受資産」が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ11兆7,421億56百万円増加し、41兆2,889億32百万円となりました。また、「清算引受資産」、「清算参加者預託金」、「信託金」及び「違約損失積立金」を控除した後の資産は、前連結会計年度末に比べ167億37百万円増加し、3,300億89百万円となりました。

当連結会計年度末の負債は、資産と同様に「清算引受負債」が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ11兆7,412億97百万円増加し、41兆251億61百万円となりました。一方、「清算引受負債」、「清算参加者預託金」、「信託金」及び「取引参加者保証金」を控除した後の負債は、前連結会計年度末日に比べ151億66百万円増加し、861億25百万円となりました。

当連結会計年度末の資本は、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上により増加した一方、配当金の支払及び自己株式の取得により減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ8億58百万円増加し、2,637億70百万円となりました。また、違約損失積立金を控除した後の資本は、2,358億22百万円となりました。

<参考>

	資産合計	資本合計	親会社所有者に 帰属する持分	親会社所有者 帰属持分比率
	百万円	百万円	百万円	%
2017年3月期	41,288,932 (330,089)	263,770 (235,822)	257,955 (230,006)	0.6 (69.7)
2016年3月期	29,546,776 (313,351)	262,912 (234,964)	257,194 (229,246)	0.9 (73.2)

	親会社所有者帰属持分 当期利益率	資産合計 税引前利益率	1株当たり親会社 所有者帰属持分
	%	%	円 銭
2017年3月期	16.4 (18.3)	0.2 (18.8)	477.31 (425.60)
2016年3月期	18.2 (20.5)	0.2 (22.5)	468.43 (417.52)

(注) 各指標における()内は、資産合計は「清算引受資産」、「清算参加者預託金」、「信託金」及び「違約損失積立金」、資本合計及び親会社所有者に帰属する持分は、「違約損失積立金」をそれぞれ控除して算出した数値であります。

(キャッシュ・フローの状況)

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況－1 業績等の概要－(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況－4 事業等のリスク」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、国際的な市場競争力を強化するため、売買システムや清算システム等の開発を行い、全体で約103億円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2017年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数 (人)	賃借面積 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
株式会社 東京証券取引所	本社 (東京都中央区)	本社ビル	416	48,558	2,700

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	2,180,000,000
計	2,180,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （2017年3月31日）	提出日現在発行数（株） （2017年6月9日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	549,069,100	549,069,100	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	549,069,100	549,069,100	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年1月1日 (注1)	26,730,000	27,000,000	—	4,723	—	4,825
2013年1月1日 (注2)	—	27,000,000	—	4,723	△1,825	3,000
2013年1月1日 (注3)	45,906,810	72,906,810	6,776	11,500	—	3,000
2013年3月8日 (注4)	△17,999,900	54,906,910	—	11,500	—	3,000
2013年10月1日 (注5)	219,627,640	274,534,550	—	11,500	—	3,000
2015年10月1日 (注6)	274,534,550	549,069,100	—	11,500	—	3,000

(注1) 株式分割(1:100)によるものであります。

(注2) 合併後の当社の資本準備金の額を3,000百万円とするため、2012年11月20日開催の株主総会の決議に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。

(注3) 株式会社東京証券取引所グループとの合併に際して、2012年12月31日(月曜日)(ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は同年12月28日(金曜日))における株式会社東京証券取引所グループの最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その所有する株式会社東京証券取引所グループの普通株式1株につき、株式分割後の株式会社大阪証券取引所の普通株式20.19株の割合をもって割当交付しております。(ただし、株式会社東京証券取引所グループが保有する自己株式26,260株については、株式の割当は行っておりません。)また、資本金の増減額は、合併により株式会社東京証券取引所から受け入れたものです。

(注4) 株式会社東京証券取引所グループが株式会社大阪証券取引所への公開買付により取得し、合併により自己株式となった17,999,900株の全株を、2013年3月8日付で消却しました。

(注5) 株式分割(1:5)によるものであります。

(注6) 株式分割(1:2)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2017年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	52	65	324	509	48	51,291	52,289	—
所有株式数 (単元)	—	1,281,227	1,427,331	212,104	2,285,893	317	283,692	5,490,564	12,700
所有株式数の割合 (%)	—	23.34	26.00	3.86	41.63	0.01	5.17	100.00	—

(注) 自己株式8,049,252株は、「個人その他」に80,492単元及び「単元未満株式の状況」に52株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2017年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	18,469	3.36
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	16,168	2.94
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7-12	15,118	2.75
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,274	2.05
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会 社みずほ銀行決済営業部)	225 LIBERTY STREE T, NEW YORK, NEW Y ORK, U. S. A. (港区港南2丁 目15-1 品川インターシティA棟)	10,748	1.95
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	9,600	1.74
NORTHERN TRUST C O. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CAN ARY WHARF LONDON E 14 5NT, UK (東京都中央区日 本橋3丁目11-1)	9,248	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,276	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口2)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,271	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口7)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,018	1.46
計	—	115,193	20.98

(注) 1. 上記のほか、自己株式が8,049千株あります。

2. 次の法人より大量保有報告書等の提出があり、下記の報告義務発生日現在で当社株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として期末時点における実質所有株式数を確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書等が複数回提出されている場合は、最新の報告書の概要を記載しており、保有株券等の数及び株券等保有割合については、共同保有者に係る保有分として報告があった場合は、その株数及び保有割合を含めて記載しております。

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務発生日	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーン ンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	2016年7月20日	2016年7月12日	64,091,283	11.67
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5 番5号	2016年10月21日	2016年10月14日	33,591,400	6.12
三井住友信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目4 番1号	2017年3月22日	2017年3月15日	22,684,200	4.13

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2017年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,049,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 541,007,200	5,410,072	—
単元未満株式	普通株 12,700	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	549,069,100	—	—
総株主の議決権	—	5,410,072	—

(注1) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式付与型E S O P信託口が所有する当社株式586,800株(議決権5,868個)が含まれております。

(注2) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、自己株式52株が含まれております。

② 【自己株式等】

2017年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社日本取引所グループ	東京都中央区 日本橋兜町2 番1号	8,049,200	—	8,049,200	1.47
計	—	8,049,200	—	8,049,200	1.47

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、2017年1月30日開催の取締役会において、当社グループ従業員（以下、「従業員」という。）に経営参画意識を持たせ、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与型E S O P信託」（以下、「本制度」という。）の導入を決議しました。

① 本制度の概要

本制度は、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、経営財務指標や生産性にかかる目標の達成状況に応じて退職時に従業員に交付するものです。なお、E S O P信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

② 従業員に取得させる予定の株式の総数

586,800株

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

従業員のうち受益者要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2016年7月28日) での決議状況 (取得期間 2016年7月29日～2017年1月27日)	10,000,000	10,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	2,746,800	3,994,268,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	7,253,200	6,005,731,100
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	72.5	60.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合 (%)	72.5	60.1

(注) 2016年7月28日に開催された取締役会において、自己株式の取得方法については東京証券取引所における市場買付けとすることを決議しています。

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2017年1月30日) での決議状況 (取得期間 2017年1月31日～2017年7月27日)	16,000,000	16,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	5,295,200	8,547,937,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	10,704,800	7,452,062,800
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	66.9	46.6
当期間における取得自己株式	4,668,400	7,452,013,700
提出日現在の未行使割合 (%)	37.7	0.0

(注) 2017年1月30日に開催された取締役会において、自己株式の取得方法については東京証券取引所における市場買付けとすることを決議しています。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	8,049,252	—	12,717,652	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、金融商品取引所グループとしての財務の健全性、清算機関としてのリスクへの備え、当社市場の競争力強化に向けた投資機会等を踏まえた内部留保の重要性に留意しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を60%程度とすることを目標としております。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の回数については、中間配当及び期末配当の年2回を基本としております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当の状況は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2016年10月28日 取締役会	11,491	21
2017年5月16日 取締役会	14,066	26

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
最高（円）	464,000 ◇8,930	12,250 ◆3,085	3,740	4,480 □2,015	1,821
最低（円）	292,000 ◇3,740	7,550 ◆1,968	1,974	3,280 □1,468	1,116

(注) 1. 株価は、2012年12月28日以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、2013年1月4日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 第12期において、当社が2013年1月1日付で実施した1株を100株に分割する株式分割に伴う権利落ち後の株価につきましては、◇印を付けております。また、第13期において、2013年10月1日付で実施した1株を5株に分割する株式分割に伴う権利落ち後の株価につきましては、◆印を付けております。さらに、第15期において、2015年10月1日付で実施した1株を2株に分割する株式分割に伴う権利落ち後の株価につきましては、□印を付けております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2016年10月	11月	12月	2017年1月	2月	3月
最高（円）	1,637	1,731	1,799	1,712	1,667	1,650
最低（円）	1,542	1,429	1,669	1,560	1,553	1,560

5 【役員 の 状 況】

(1) 2017年6月9日 (有価証券報告書提出日) 現在の役員 の 状 況 は、 以 下 の と お り で あ り ま す。

男性18名 女性2名 (役員のうち女性の比率10%)

①取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	取締役会 議長	津田廣喜	1948年 8月11日生	1972年4月 2002年8月 2003年1月 2004年7月 2006年7月 2007年7月 2008年9月 2015年6月	大蔵省(現財務省)入省 財務省東京税関長 同省大臣官房総括審議官 同省大臣官房長 同省主計局長 財務事務次官 早稲田大学公共経営大学院教授 当社社外取締役 取締役会議長(現任)	(注)4	100
取締役兼代表 執行役CEO	グループ CEO	清田 瞭	1945年 5月6日生	1969年4月 1994年6月 1996年5月 1997年6月 1997年10月 1999年4月 2004年6月 2008年6月 2011年4月 2011年6月 2013年6月 2015年6月	大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社)入社 同社取締役東部本部長 同社取締役債券・資金本部長 同社常務取締役債券・資金本部長 同社代表取締役副社長 大和証券エスピーキャピタル・マーケットズ株式会社(現大和証券株式会社)代表取締役社長 株式会社大和証券グループ本社取締役副会長 兼執行役 株式会社大和総研理事長 株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼 執行役 同社取締役名誉会長 同社名誉会長 当社取締役(現任) 株式会社東京証券取引所代表取締役社長 当社代表執行役グループCEO(現任) 株式会社東京証券取引所取締役(現任)	(注)4	17,800
取締役		宮原幸一郎	1957年 3月10日生	1979年4月 1988年4月 2002年6月 2004年6月 2005年6月 2005年12月 2007年10月 2009年6月 2013年1月 2014年6月 2015年6月 2015年11月	電源開発株式会社入社 東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所総務部長 同社情報サービス部長 株式会社ICJ代表取締役社長 株式会社東京証券取引所執行役員 東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所 自主規制法人)常任理事 株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 当社常務執行役 株式会社東京証券取引所常務執行役員 当社専務執行役 当社取締役(現任) 株式会社東京証券取引所代表取締役社長(現 任) 当社執行役(現任)	(注)4	20,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		山道裕己	1955年 3月8日生	1977年4月 野村證券株式会社（現野村ホールディングス株式会社）入社 1997年6月 同社人事部長 1998年6月 同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 2000年6月 同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング本部担当 2002年4月 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC（ロンドン）社長 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.（ニューヨーク）会長 2007年4月 野村證券株式会社専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当 2013年6月 当社取締役（現任） 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）代表取締役社長（現任） 2015年11月 当社執行役（現任）	(注) 4	11,900
取締役		クリスティーナ・アメーザン	1959年 3月5日生	1995年1月 コロンビア大学ビジネススクール助教授 2001年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 2004年1月 同大学大学院国際企業戦略研究科教授 2010年4月 同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 2012年4月 同大学大学院商学研究科教授（現任） 2014年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	100
取締役		荻田 伍	1942年 1月1日生	1965年4月 朝日麦酒株式会社（後にアサヒビール株式会社に商号変更、現アサヒグループホールディングス株式会社）入社 1997年3月 アサヒビール株式会社（現アサヒグループホールディングス株式会社）取締役福岡支社長 2000年3月 同社常務執行役員九州地区本部長 2002年3月 同社専務執行役員関信越地区本部長 2002年9月 アサヒ飲料株式会社執行役員副社長 2003年3月 同社代表取締役社長 2006年3月 アサヒビール株式会社（現アサヒグループホールディングス株式会社）代表取締役社長 2010年3月 同社代表取締役会長 2010年6月 株式会社帝国ホテル社外取締役（現任） 2012年6月 日本電気株式会社社外取締役（現任） 2014年3月 アサヒグループホールディングス株式会社相談役（現任） 2016年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	3,100
取締役		久保利英明	1944年 8月29日生	1971年4月 弁護士登録（現任）・森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所 1998年4月 日比谷パーク法律事務所代表（現任） 2001年4月 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 2011年6月 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）外部理事（2017年6月16日退任予定） 2013年1月 当社社外取締役（現任） 2015年4月 桐蔭法科大学院教授（現任）	(注) 4	—
取締役		幸田真音	1951年 4月25日生	1995年9月 作家として独立、現在に至る 2003年1月 財務省財政制度等審議会委員 2004年4月 滋賀大学経済学部客員教授 2005年3月 国土交通省交通政策審議会委員 2006年11月 政府税制調査会委員 2010年6月 日本放送協会経営委員会委員 2012年6月 日本たばこ産業株式会社社外取締役（現任） 2013年6月 株式会社LIXILグループ社外取締役（現任） 2016年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		小林栄三	1949年 1月7日生	1972年4月 2000年6月 2002年4月 2003年6月 2004年4月 2004年6月 2010年4月 2010年7月 2011年6月 2013年6月 2015年6月 2016年6月	伊藤忠商事株式会社入社 同社執行役員 同社常務執行役員 同社代表取締役常務取締役 同社代表取締役専務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 朝日生命保険相互会社社外監査役(2017年7月4日退任予定) 伊藤忠商事株式会社取締役会長 オムロン株式会社社外取締役(現任) 日本銀行参与(現任) 日本航空株式会社社外取締役(現任) 伊藤忠商事株式会社会長(現任) 当社社外取締役(現任)	(注)4	300
取締役		広瀬雅行	1956年 7月8日生	1979年4月 2003年6月 2004年6月 2006年4月 2006年6月 2007年8月 2009年1月 2009年6月 2013年1月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所審査部長 同社情報システム部長 同社IT企画部長 同社IT企画部長兼開発運用部売買システム部長 株式会社東京証券取引所グループIT企画部長 株式会社東京証券取引所IT開発部売買システム部長 株式会社東京証券取引所IT開発部Tdex+システム部長兼IT管理室長 株式会社東京証券取引所グループ取締役 株式会社東京証券取引所監査役(2017年6月16日退任予定) 当社取締役(現任)	(注)4	300
取締役		本田勝彦	1942年 3月12日生	1965年4月 1992年6月 1994年6月 1995年6月 1996年6月 1998年6月 2000年6月 2006年6月 2009年6月 2012年6月 2013年1月	日本専売公社(現日本たばこ産業株式会社)入社 同社取締役人事部長 同社常務取締役人事労働グループリーダー 同社常務取締役たばこ事業本部長 同社専務取締役たばこ事業本部長 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社取締役相談役 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 株式会社東京証券取引所社外取締役 日本たばこ産業株式会社相談役 日本たばこ産業株式会社顧問(現任) 当社社外取締役(現任)	(注)4	100
取締役		森 公高	1957年 6月30日生	1980年4月 2000年6月 2004年6月 2006年6月 2011年7月 2013年6月 2013年7月 2016年7月	新和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)金融本部長 同法人本部理事 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン チェアマン 有限責任あずさ監査法人 退社 森公認会計士事務所設立 日本公認会計士協会会長 日本公認会計協会相談役(現任) 当社社外取締役(現任)	(注)4	300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		米田 壯	1952年 4月7日生	1976年4月 警察庁入庁 1997年7月 和歌山県警察本部長 2001年9月 警視庁刑事部長 2003年8月 京都府警察本部長 2005年5月 警察庁刑事局組織犯罪対策部長 2007年9月 警察庁刑事局長 2009年6月 警察庁長官官房長 2011年10月 警察庁次長 2013年1月 警察庁長官 2015年1月 退官 2015年6月 当社社外取締役(現任)	(注)4	100
計						54,200

- (注) 1. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、本田勝彦氏、森公高氏及び米田壯氏は、社外取締役であります。
2. クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、本田勝彦氏、森公高氏及び米田壯氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
3. 当社の委員会体制については次のとおりであります。
- | | | | |
|-------|-------------------|-------------------|-----------|
| 指名委員会 | 委員長 清田 瞭 | 委員 宮原 幸一郎 | 委員 荻田 伍 |
| | 委員 久保利 英明 | 委員 本田 勝彦 | |
| 報酬委員会 | 委員長 本田 勝彦 | 委員 清田 瞭 | 委員 宮原 幸一郎 |
| | 委員 クリスティーナ・アメージャン | 委員 小林 栄三 | |
| 監査委員会 | 委員長 米田 壯 | 委員 クリスティーナ・アメージャン | |
| | 委員 幸田 真音 | 委員 広瀬 雅行 | 委員 森 公高 |
4. 任期は2017年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

②執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役兼代表 執行役CEO	グループ CEO	清田 瞭	①参照	同左		(注)	17,800
常務執行役	CIO、 IT企画担当	横山隆介	1963年 5月6日生	1986年4月 2009年6月 2011年4月 2017年4月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所ITビジネス部長 同社執行役員 当社常務執行役(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現任) 株式会社大阪取引所常務執行役員(現任)	(注)	10,400
常務執行役	IT企画担当	狩野芳徳	1957年 11月29日生	1980年4月 1988年9月 1995年4月 2006年8月 2009年7月 2010年5月 2010年6月 2013年1月 2017年4月	日本電信電話公社入社 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社(現 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)金融シ ステム事業部担当課長 同社金融システム事業本部担当部長 同社金融システム事業本部副事業本部長 同社第三金融事業本部副事業本部長 株式会社大阪証券取引所顧問 同社取締役常務執行役員 当社常務執行役(現任) 株式会社大阪証券取引所(現株式会社大阪取 引所)取締役常務執行役員(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現 任)	(注)	12,000
常務執行役	グローバル 戦略担当	井阪喜浩	1955年 7月6日生	1979年4月 1998年6月 2000年7月 2003年7月 2004年6月 2007年7月 2009年7月 2010年8月 2012年7月 2013年6月 2014年6月 2017年4月	大蔵省(現財務省)入省 金融監督庁長官官房企画課国際室長 国税庁長官官房国際業務課長 同庁調査査察部調査課長 外務省在英日本国大使館公使 国税庁長官官房審議官(国際担当) 名古屋国税局長 外務省大臣官房審議官(欧州局) 国税不服審判所次長 株式会社東京証券取引所執行役員 株式会社大阪取引所執行役員 当社常務執行役(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現 任) 株式会社大阪取引所常務執行役員(現任)	(注)	4,800
取締役兼執行 役	株式会社東 京証券取引 所経営管理 統括	宮原幸一郎	①参照	同左		(注)	20,000
取締役兼執行 役	株式会社大 阪取引所経 営管理統括	山道裕己	①参照	同左		(注)	11,900
執行役	株式会社日 本証券クリ アリング機 構経営管理 統括	深山浩永	1954年 10月20日生	1978年4月 2001年11月 2003年6月 2004年6月 2005年6月 2007年6月 2011年6月 2013年6月 2016年4月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所派生商品部長 同社財務部長 同社経営企画部長 同社執行役員 同社常務執行役員 同社常務取締役 株式会社日本証券クリアリング機構代表取締 役社長(現任) 当社執行役(現任)	(注)	9,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役	総務・人事 担当	長谷川 勲	1964年 9月9日生	1987年4月 2010年6月 2014年6月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所株式部長 当社執行役（現任） 株式会社東京証券取引所執行役員（現任） 株式会社大阪取引所執行役員（現任）	(注)	9,000
執行役	総合企画・ 決済連携推 進担当	二木 聡	1964年 5月11日生	1988年4月 2011年6月 2013年1月 2014年6月 2015年6月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所グループ経営企画部 長 当社総合企画部長 株式会社東京証券取引所株式部長 当社執行役（現任）	(注)	13,500
執行役	CFO、財 務・広報・ IR担当	田端 厚	1965年 1月7日生	1988年4月 2009年6月 2013年1月 2014年6月 2016年4月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所グループ秘書室秘書 役 当社秘書室秘書役 株式会社証券保管振替機構総合企画部長 当社執行役（現任） 株式会社東京証券取引所執行役員 株式会社大阪取引所執行役員	(注)	12,500
計							120,900

(注) 任期は選任日である2017年4月1日から1年以内に終了する事業年度の末日までであります。

(2) 2017年6月16日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役13名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

男性17名 女性2名 （役員のうち女性の比率10.5%）

①取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	取締役会 議長	津田廣喜	1948年 8月11日生	1972年4月 大蔵省（現財務省）入省 2002年8月 財務省東京税関長 2003年1月 同省大臣官房総括審議官 2004年7月 同省大臣官房長 2006年7月 同省主計局長 2007年7月 財務事務次官 2008年9月 早稲田大学公共経営大学院教授 2015年6月 当社社外取締役 取締役会議長（現任）	(注) 4	100
取締役兼代表 執行役CEO	グループ CEO	清田 瞭	1945年 5月6日生	1969年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グル ープ本社）入社 1994年6月 同社取締役東部本部長 1996年5月 同社取締役債券・資金本部長 1997年6月 同社常務取締役債券・資金本部長 1997年10月 同社代表取締役副社長 1999年4月 大和証券エスピーキャピタル・マーケット株 式会社（現大和証券株式会社）代表取締役社長 2004年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役副会長 兼執行役 株式会社大和総研理事長 2008年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼 執行役 2011年4月 同社取締役名誉会長 2011年6月 同社名誉会長 2013年6月 当社取締役（現任） 株式会社東京証券取引所代表取締役社長 当社代表執行役グループCEO（現任） 株式会社東京証券取引所取締役（現任）	(注) 4	17,800
取締役		宮原幸一郎	1957年 3月10日生	1979年4月 電源開発株式会社入社 1988年4月 東京証券取引所入所 2002年6月 株式会社東京証券取引所総務部長 2004年6月 同社情報サービス部長 2005年6月 株式会社ICJ代表取締役社長 2005年12月 株式会社東京証券取引所執行役員 2007年10月 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所 自主規制法人）常任理事 2009年6月 株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 2013年1月 当社常務執行役 株式会社東京証券取引所常務執行役員 2014年6月 当社専務執行役 2015年6月 当社取締役（現任） 株式会社東京証券取引所代表取締役社長（現 任） 2015年11月 当社執行役（現任）	(注) 4	20,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		山道裕己	1955年 3月8日生	1977年4月 野村證券株式会社（現野村ホールディングス株式会社）入社 1997年6月 同社人事部長 1998年6月 同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 2000年6月 同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング本部担当 2002年4月 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC（ロンドン）社長 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.（ニューヨーク）会長 2007年4月 野村證券株式会社専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当 2013年6月 当社取締役（現任） 株式会社大阪証券取引所（現株式会社大阪取引所）代表取締役社長（現任） 2015年11月 当社執行役（現任）	(注) 4	11,900
取締役		深山浩永	1954年 10月20日生	1978年4月 東京証券取引所入所 2001年11月 株式会社東京証券取引所派生商品部長 2003年6月 同社財務部長 2004年6月 同社経営企画部長 2005年6月 同社執行役員 2007年6月 同社常務執行役員 2011年6月 同社常務取締役 2013年6月 株式会社日本証券クリアリング機構代表取締役社長（現任） 2016年4月 当社執行役（現任） 2017年6月 当社取締役（現任）	(注) 4	9,000
取締役		クリスティーナ・アメージャン	1959年 3月5日生	1995年1月 コロンビア大学ビジネススクール助教授 2001年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 2004年1月 同大学大学院国際企業戦略研究科教授 2010年4月 同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 2012年4月 同大学大学院商学研究科教授（現任） 2014年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	100
取締役		荻田 伍	1942年 1月1日生	1965年4月 朝日麦酒株式会社（後にアサヒビール株式会社に商号変更、現アサヒグループホールディングス株式会社）入社 1997年3月 アサヒビール株式会社（現アサヒグループホールディングス株式会社）取締役福岡支社長 2000年3月 同社常務執行役員九州地区本部長 2002年3月 同社専務執行役員関信越地区本部長 2002年9月 アサヒ飲料株式会社執行役員副社長 2003年3月 同社代表取締役社長 2006年3月 アサヒビール株式会社（現アサヒグループホールディングス株式会社）代表取締役社長 2010年3月 同社代表取締役会長 2010年6月 株式会社帝国ホテル社外取締役（現任） 2012年6月 日本電気株式会社社外取締役（現任） 2014年3月 アサヒグループホールディングス株式会社相談役（現任） 2016年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	3,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		久保利英明	1944年 8月29日生	1971年4月 1998年4月 2001年4月 2011年6月 2013年1月 2015年4月	弁護士登録（現任）・森綜合法律事務所 （現森・濱田松本法律事務所）入所 日比谷パーク法律事務所代表（現任） 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会 副会長 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所 自主規制法人）外部理事 当社社外取締役（現任） 桐蔭法科大学院教授（現任）	(注) 4	—
取締役		幸田真音	1951年 4月25日生	1995年9月 2003年1月 2004年4月 2005年3月 2006年11月 2010年6月 2012年6月 2013年6月 2016年6月	作家として独立、現在に至る 財務省財政制度等審議会委員 滋賀大学経済学部客員教授 国土交通省交通政策審議会委員 政府税制調査会委員 日本放送協会経営委員会委員 日本たばこ産業株式会社社外取締役（現任） 株式会社LIXILグループ社外取締役（現 任） 当社社外取締役（現任）	(注) 4	100
取締役		小林栄三	1949年 1月7日生	1972年4月 2000年6月 2002年4月 2003年6月 2004年4月 2004年6月 2010年4月 2010年7月 2011年6月 2013年6月 2015年6月 2016年6月	伊藤忠商事株式会社入社 同社執行役員 同社常務執行役員 同社代表取締役常務取締役 同社代表取締役専務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 朝日生命保険相互会社社外監査役（2017年7 月4日退任予定） 伊藤忠商事株式会社取締役会長 オムロン株式会社社外取締役（現任） 日本銀行参与（現任） 日本航空株式会社社外取締役（現任） 当社社外取締役（現任） 伊藤忠商事株式会社会長（現任）	(注) 4	300
取締役		美濃口真琴	1961年 3月14日生	1984年4月 2007年6月 2007年8月 2009年6月 2010年10月 2011年6月 2015年6月 2017年4月 2017年6月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所総務部長 株式会社東京証券取引所グループ総務部長 同社経営企画部長 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所 自主規制法人）上場審査部長 同法人常任理事 株式会社日本証券クリアリング機構取締役 同社執行役員 当社取締役（現任） 株式会社東京証券取引所監査役（現任）	(注) 4	7,200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		森 公高	1957年 6月30日生	1980年4月 2000年6月 2004年6月 2006年6月 2011年7月 2013年6月 2013年7月 2016年7月	新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 入社 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 代表社員 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 金融本部長 同法人本部理事 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナン シャルサービス・ジャパン チェアマン 有限責任あずさ監査法人 退社 森公認会計士事務所設立 日本公認会計士協会会長 日本公認会計士協会相談役（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 4	300
取締役		米田 壯	1952年 4月7日生	1976年4月 1997年7月 2001年9月 2003年8月 2005年5月 2007年9月 2009年6月 2011年10月 2013年1月 2015年1月 2015年6月	警察庁入庁 和歌山県警察本部長 警視庁刑事部長 京都府警察本部長 警察庁刑事局組織犯罪対策部長 警察庁刑事局長 警察庁長官官房長 警察庁次長 警察庁長官 退官 当社社外取締役（現任）	(注) 4	100
計							70,000

- (注) 1. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏は、社外取締役であります。
2. クリスティーナ・アメージャン氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
3. 当社の委員会体制については、2017年6月16日の定時株主総会後の取締役会において、以下のとおり決定する予定です。
- | | | | |
|-------|-------------------|-------------------|-----------|
| 指名委員会 | 委員長 清田 瞭 | 委員 宮原 幸一郎 | 委員 荻田 伍 |
| | 委員 久保利 英明 | 委員 小林 栄三 | |
| 報酬委員会 | 委員長 小林 栄三 | 委員 清田 瞭 | 委員 宮原 幸一郎 |
| | 委員 クリスティーナ・アメージャン | | 委員 森 公高 |
| 監査委員会 | 委員長 米田 壯 | 委員 クリスティーナ・アメージャン | |
| | 委員 幸田 真音 | 委員 美濃口 真琴 | 委員 森 公高 |
4. 任期は2018年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

②執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役兼代表 執行役CEO	グループ CEO	清田 瞭	①参照	同左		(注)	17,800
常務執行役	CIO、 IT企画担当	横山隆介	1963年 5月6日生	1986年4月 2009年6月 2011年4月 2017年4月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所ITビジネス部長 同社執行役員 当社常務執行役(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現任) 株式会社大阪取引所常務執行役員(現任)	(注)	10,400
常務執行役	IT企画担当	狩野芳徳	1957年 11月29日生	1980年4月 1988年9月 1995年4月 2006年8月 2009年7月 2010年5月 2010年6月 2013年1月 2017年4月	日本電信電話公社入社 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社(現 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)金融シ ステム事業部担当課長 同社金融システム事業本部担当部長 同社金融システム事業本部副事業本部長 同社第三金融事業本部副事業本部長 株式会社大阪証券取引所顧問 同社取締役常務執行役員 当社常務執行役(現任) 株式会社大阪証券取引所(現株式会社大阪取 引所)取締役常務執行役員(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現 任)	(注)	12,000
常務執行役	グローバル 戦略担当	井阪喜浩	1955年 7月6日生	1979年4月 1998年6月 2000年7月 2003年7月 2004年6月 2007年7月 2009年7月 2010年8月 2012年7月 2013年6月 2014年6月 2017年4月	大蔵省(現財務省)入省 金融監督庁長官官房企画課国際室長 国税庁長官官房国際業務課長 同庁調査査察部調査課長 外務省在英日本大使館公使 国税庁長官官房審議官(国際担当) 名古屋国税局長 外務省大臣官房審議官(欧州局) 国税不服審判所次長 株式会社東京証券取引所執行役員 株式会社大阪取引所執行役員 当社常務執行役(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現 任) 株式会社大阪取引所常務執行役員(現任)	(注)	4,800
取締役兼執行 役	株式会社東 京証券取引 所経営管理 統括	宮原幸一郎	①参照	同左		(注)	20,000
取締役兼執行 役	株式会社大 阪取引所経 営管理統括	山道裕己	①参照	同左		(注)	11,900
取締役兼執行 役	株式会社日 本証券クリ アリング機 構経営管理 統括	深山浩永	①参照	同左		(注)	9,000
執行役	総務・人事 担当	長谷川勲	1964年 9月9日生	1987年4月 2010年6月 2014年6月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所株式部長 当社執行役(現任) 株式会社東京証券取引所執行役員(現任) 株式会社大阪取引所執行役員(現任)	(注)	9,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役	総合企画・ 決済連携推 進担当	二木 聡	1964年 5月11日生	1988年4月 2011年6月 2013年1月 2014年6月 2015年6月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所グループ経営企画部 長 当社総合企画部長 株式会社東京証券取引所株式部長 当社執行役（現任）	(注)	13,500
執行役	CFO、財 務・広報・ IR担当	田端 厚	1965年 1月7日生	1988年4月 2009年6月 2013年1月 2014年6月 2016年4月	東京証券取引所入所 株式会社東京証券取引所グループ秘書室秘書 役 当社秘書室秘書役 株式会社証券保管振替機構総合企画部長 当社執行役（現任） 株式会社東京証券取引所執行役員 株式会社大阪取引所執行役員	(注)	12,500
計							120,900

(注) 任期は選任日である2017年4月1日から1年以内に終了する事業年度の末日までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の企業理念に沿った経営を実践するためには、ステークホルダーによる当社の企業理念・企業活動への理解が重要と考えています。したがって、当社は、ステークホルダーが当社を理解し、当社への信頼性を高めることができるよう(イ)企業理念・社会的使命、(ロ)市場運営、(ハ)企業価値向上、(ニ)コーポレート・ガバナンスの実効性という4つの観点から、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めています。

イ. 企業理念・社会的使命

当社グループが運営する市場は、公共の財産であり、当社の社会的使命は、その持続的発展を図ることにあります。

ロ. 市場運営

当社グループは、その開設する市場に対する支持と信頼こそが、投資者を始めとするすべての市場利用者に共通する利益であり、その維持・向上こそが市場の持続的発展の基礎であるという考え方で市場を運営します。

ハ. 取締役会

当社は、市場の持続的発展を支えるため、そのコーポレート・ガバナンスについて、より実効性が高く適切に機能するものとなるよう、常に改善を図っていきます。

ニ. コーポレート・ガバナンスの実効性

取締役会は、経営の基本方針・重要事項の決定を行うとともに、それに従って行う執行役の業務執行について監督します。

② 会社の機関の内容

当社は、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るために指名委員会等設置会社形態を採用し、構成メンバーの過半数が社外取締役からなる法定の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置するとともに、業務執行を担当する執行役を置き、経営の監督機能と業務執行機能を分離しております。

当社の各機関の概要は以下のとおりです。

イ. 取締役会

当社は、株主を始めとするステークホルダーに対するより一層のアカウンタビリティの確保が必要になるものと認識しており、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図ることが当社のコーポレート・ガバナンス充実により資するものと考え、指名委員会等設置会社を採用しています。

また、取締役会は、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上を図り、業務執行の妥当性を監督する機能を強化する観点から、過半を社外取締役で構成しています。

提出日現在、当社取締役会は、女性2名を含む13名で構成されており、そのうち8名が独立社外取締役となります。当社独立社外取締役8名の内訳は、企業経営者3名、法律専門家1名、公認会計士1名、研究者・行政機関出身者3名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる充実した体制となっています。(2017年6月16日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役13名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の取締役の状況は、取締役13名、うち7名が独立社外取締役となる予定です。)

なお、当社の非常勤独立社外取締役が、情報交換や認識共有を図ることで、経営の監督機能をより発揮するとともに、取締役会を更に活性化させることを目的として、非常勤独立社外取締役のみによる会議体「独立社外取締役委員会」を設置しております。

ロ. 指名・監査・報酬委員会

指名委員会は、5名の取締役で構成され、うち3名を社外取締役としております。指名委員会においては、株主総会に提出する取締役の選任や解任に関する議案の内容を決定します。

監査委員会は、5名の取締役で構成され、うち4名を社外取締役としております。監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行います。

監査に当たっては、監査委員会で決定した監査計画及び職務分担に基づき、会計監査人、内部監査室及び子会社の監査役等と密接な連携をとりつつ、内部統制システムの構築、運用状況を監視検証することにより、効率的な監査を行います。

報酬委員会は、5名の取締役で構成され、うち3名を社外取締役としております。報酬委員会においては、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。

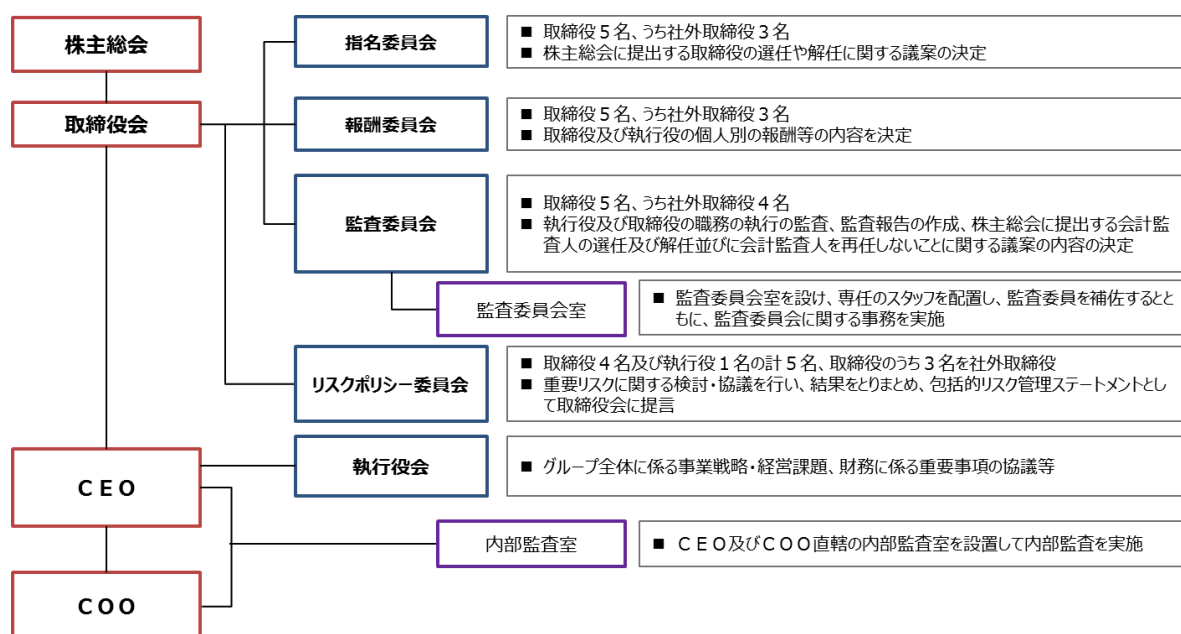
なお、2017年6月16日以降の委員会体制については、「5 役員の状況(2)」に記載のとおりです。

ハ. リスクポリシー委員会

リスクポリシー委員会は、取締役4名及び執行役1名の計5名で構成され、取締役のうち3名を社外取締役としております。リスクポリシー委員会は、取締役会が当社グループのリスク管理体制を監督することを補佐することにより、当社グループの適切なリスク管理体制の構築に資することを目的として、当社グループにおける適切なリスク管理の構築、運営について協議を行い、取締役会に対してリスクに係る提言等を行うこととしております。

ニ. 執行役会

執行役会は、執行役全員をもって構成し、取締役会付議事項及び取締役会の決議によってCEOが委任を受けた事項のうち業務執行に関する重要事項について協議します。



※提出日現在、COOは空席です。

③ 内部統制システムの整備の状況

内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。

イ. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (i) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- (ii) 監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする。

ロ. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (i) 監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得るものとする。
- (ii) 執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする。

ハ. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の監査委員会室に所属する社員に対する指示の実効性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (i) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- (ii) 監査委員会室長は監査委員会の職務を補佐し、監査委員会監査の円滑な遂行のために監査委員会室に所属する他の社員を指揮して所管業務を統括する。

ニ. 次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制

(i) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- b. 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

(ii) 当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下この号において「子会社取締役等」という。）が当社の監査委員会に報告するための体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- b. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

ホ. 前ニ. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (i) 監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者は、当社並びに執行役及び社員等から、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないものとする。
- (ii) 当社並びに執行役及び社員等は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者に対して、当該報告したことを理由としたいかなる不利益も加えてはならない。

ヘ. 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関して、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (i) 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

- (ii)前号の規定は、着手金等の前払、及び事後的に発生した費用等の償還その他の監査委員会の職務の執行に係る費用についても同様とする。

ト. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (i)代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (ii)執行役及び社員は、監査委員会が指名した監査委員が、執行役会その他の重要な会議に出席して意見を述べ、又は説明を求めた場合には、誠実かつ適切に対応するものとする。

チ. 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規則において定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。

- (i)役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則（情報管理に係るものを含む。）の制定及び遵守
- (ii)コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（CEO）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置
- (iii)公益通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運用
- (iv)継続的な周知・教育活動として、コンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、eラーニングによる研修の実施

反社会的勢力の排除に向けて、「企業行動憲章」に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。

- (i)市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める。
- (ii)反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。

CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施する。

リ. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規則において明確化された情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用する。

ヌ. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。

当社及びその子会社からなる企業集団（以下「日本取引所グループ各社」という。）のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、定期的にその状況が報告される体制を整備するため、次のとおり社外取締役を委員長とするリスクポリシー委員会及びCEOを委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理方針」を制定し、適切に運用することとする。

リスクポリシー委員会は、「リスク管理方針」に定める包括的リスク管理フレームワークに基づく日本取引所グループ各社における重要リスク管理に係る諸事項を協議し、取締役会に提言及び報告を行うものとする。

リスク管理委員会は、日本取引所グループ各社における日々のリスク管理状況及びリスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合の状況の総括的な把握、事態の早期解決のための対応等を協議し、取締役会に報告を行うものとする。

特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての日本取引所グループ各社の責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼動に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼動確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。

そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等をあらかじめ定めておくことにより、適切な対応を図る。

また、市場開設者である日本取引所グループ各社にとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの日本取引所グループ各社の自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

ル. 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できるとし意思決定手続きの機動性向上を図る。

経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら中期経営計画及び年度予算を策定するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

ヲ. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社の子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者（以下「子会社の取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づく各種報告を求める。

(ii) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

(iii) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、日本取引所グループ各社における職務執行の効率化を図る。

(iv) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社に対し、継続的な周知・教育活動として、日本取引所グループ各社のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やコンプライアンス関連の情報配信を行う。

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づき公益通報制度としてコンプライアンス・ホットラインの導入を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容につき報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

(v) その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

日本取引所グループ各社の役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」を制定する。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社では、当社グループの事業活動に関わるリスク管理の方針として、「リスク管理方針」を制定しております。リスク管理方針のもと、当社グループのリスク管理強化を目的として、社外取締役を委員長とするリスクポリシー委員会及びCEOを委員長とするリスク管理委員会を設置しております。リスク管理方針、リスクポリシー委員会の体制・機能及びリスク管理委員会の体制・機能については以下のとおりです。

イ. リスク管理方針

当社グループの事業目的の達成を阻害する要因への適切な対応を行い、公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供を図り、もって企業価値の最大化を図ることをリスク管理の目的として定め、当社グループが抱えるリスクを特定したうえで分類し、当該分類毎にリスク管理の所管部室を定めて管理しております。

ロ. リスクポリシー委員会の体制

リスクポリシー委員会は委員5名以上とし、その過半数を社外取締役としたメンバーで構成されます。委員長については、原則として社外取締役が務めることとしております。

ハ. リスクポリシー委員会の機能

当社グループでは、社外取締役を中心としたリスクポリシー委員会を活用することで、当社グループのリスク管理に外部の視点を取り込み、リスク管理におけるガバナンスを強化しております。

リスクポリシー委員会では、当社グループにおいて重点的に対応すべきリスクである「重要リスク」等を検討し、その結果を「包括的リスク管理ステートメント」にとりまとめ、取締役会に提言します。「包括的リスク管理ステートメント」を踏まえ、未然に「重要リスク」等への対応を行うことで、リスクの発現可能性を低減させるとともに、リスクが顕在化した際には機動的な対応を行います。

ニ. リスク管理委員会の体制

リスク管理委員会は委員長、コアメンバー、プロジェクトメンバーより構成されます。委員長はCEOとし、コアメンバーはCEO、COO、総務担当執行役員及び総務部長としております。

また、委員長は個別の事案に応じ、コアメンバー以外の執行役員及び部長、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所の執行役員及び部長、株式会社日本証券クリアリング機構の常勤取締役及び部長並びに日本取引所自主規制法人の常任理事及び部長からプロジェクトメンバーを指名します。

ホ. リスク管理委員会の機能

リスク管理委員会ではリスク管理に係る基本方針の策定やリスク管理に必要な各種の規則・手順書等の策定やリスクが顕在化した際におけるグループ横断的な指揮・命令、対外処理を行います。

リスク管理委員会で策定された各種規則・手順書等については、定期的にその運用状況等を確認し、必要に応じて運用の改善を命令し、当該規則・手順書等の見直しを実施します。また、リスクが顕在化した際には事故の状況を統括的に把握し、事態の早期收拾のための指揮・命令を行うとともに対外処理（広報、行政対応、訴訟対応等）の統括を行います。

なお、当社グループでは、市場開設者という社会インフラとしての責務を果たすべく、様々なリスクが発現した場合においても、事業を可能な限り継続し、止むを得ず中断する場合においても可能な限り早期に再開できるよう、BCP（緊急時事業継続計画）を策定しており、堅実かつ安定的な事業継続体制の整備に努めております。

⑤ 内部監査及び監査委員会監査の状況

イ. 内部監査

内部監査においては、内部統制システムの整備及び運用状況の確認・評価等を実施し、業務の遂行状況を適法性と妥当性の観点から監査することを基本方針として、CEO及びCOO直轄の内部監査室（8名）を設置しております。

内部監査室は、半期ごとに策定する監査計画等に基づき内部監査を実施します。

また、監査終了後は監査報告書を取りまとめてCEO及びCOOに報告するとともに、CEO及びCOOの承認を得て監査結果を監査対象部署の長に通知します。被監査部門に対しては、監査の結果、改善を要する事項がある場合には、監査対象部署に回答書を求め、その後の改善状況について報告を求めるとともにフォローアップ監査を行い、改善策の実施・運用状況を確認します。

ロ. 監査委員会監査

監査委員会は、監査委員会規則及び監査委員会監査規則に基づき決議された、監査方針、監査計画に沿って監査を実施します。

当社の監査委員は5名（うち社外監査委員4名）で、常勤の監査委員1名及び非常勤監査委員4名としております。監査委員会で選定された委員（常勤の監査委員）は、取締役会、執行役会など重要な会議への出席、主要な議事書の閲覧などの日常的な監査業務を行い、当該日常監査活動の状況について、監査委員会に報告します。それ以外の監査委員は、取締役会及び監査委員会に出席し、広く大所高所より監査に関し助言・提言を行います。また、監査委員会では、必要に応じて、代表執行役をはじめ、執行役、内部監査室長、会計監査人等から直接報告を受けます。

監査委員会を補佐する事務局として監査委員会室を設置し、監査委員会の行う監査に関する補助等及び監査委員会に関する事務を行います。

ハ. 相互連携

内部監査室と常勤の監査委員との間では、必要に応じて監査計画の策定に当たって情報交換を行うこととし、内部監査室は、内部監査の結果について、CEO及びCOOへの報告後遅滞なく監査委員会に説明を行います。

⑥ 会計監査の状況

当社の会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任しており、会計監査業務を執行する公認会計士は下記のとおりで、いずれも継続監査年数は7年以内です。

- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 宮坂泰行
- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 藤本貴子
- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 石川航史

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名及びその他12名です。

会計監査人と監査委員会との間では、監査計画や監査の実施状況等について、定期的に意見交換を行います。

⑦ 社外取締役との関係

当社は、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るために指名委員会等設置会社形態を採用しており、社外取締役につきましては、指名委員会の決定に基づき、広く企業経営者、法律専門家、公認会計士、研究者及び行政機関出身者から選任しております。

また、指名委員会においては、社外取締役について、取引関係をはじめとした様々な関係を考慮のうえ、当社経営陣から独立性を保つことができる者であること等の独立性に関する基準を設けております。

なお、当社は、社外取締役の人数が常勤取締役の人数を上回る体制を採用しており、2017年6月16日に開催する定時株主総会終了後の社外取締役は8名となる予定で、うち7名の社外取締役が、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保を義務付けている独立役員要件を満たしております。

社外取締役は、それぞれの専門分野における豊富な経験や知見を活かし、取締役会あるいは指名・監査・報酬の各委員会の活動を通じて、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

また、必要に応じて、監査委員、内部監査部門（内部監査室）との連携を行っております。

当社と社外取締役との間には、特筆すべき人的関係、資金的関係及び取引関係はありません。

⑧ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、社外役員の報酬等の総額、役員賞与及び役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち、社外取締役)	140 (112)	140 (112)	—	— (—)	—	12 (11)
執行役	422	283	—	139	—	8

(注) 1. 取締役と執行役の兼務者については、取締役としての報酬は支払っておりません。

2. 上記支給額には、2017年4月24日開催の報酬委員会において決議された役員賞与の額1億39百万円を含んでおります。

3. 当事業年度において、別途、日本取引所自主規制法人から社外取締役に對し、総額17百万円の役員報酬が支払われております。

ロ. 連結報酬等の総額が1億円以上の役員の報酬等

氏名	連結報酬等 の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の総額 (百万円)			
				基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金
清田 瞭	109	取締役 代表執行役 (グ ループCEO)	提出会社	71	—	37	—

(注) 役員区分は提出会社における役員区分を記載しております。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬は(1)基本報酬、(2)賞与及び(3)自社株報酬で構成され、報酬委員会において決定します。

(1)基本報酬は日々の業務遂行や経営への参画の対価として役位・職務内容に応じた額、(2)賞与は、短期のインセンティブとしての連結当期利益を指標として決定した額と、中期のインセンティブとしての事業計画及び経営財務目標の達成状況等に応じて決定した額、(3)自社株報酬は中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして当社株式の購入に充てるもので、役位・職務内容に応じた額としています。

なお、取締役(執行役との兼務者を除く。)については、その役割と独立性の観点から、賞与及び自社株報酬を支払っていません。

⑨ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりです。

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 6 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 33,254百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
Singapore Exchange Limited	53,051,000	33,513	発行会社との協力関係の維持・強化のため取得し、保有しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
Singapore Exchange Limited	53,051,000	32,267	発行会社との協力関係の維持・強化のため取得し、保有しております。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

⑩ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役が徒に萎縮することなく職務に専念し、期待される職務を適切に行えるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、同様の趣旨から、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ無重過失であるときに限られます。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑬ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動的な実行等を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査報酬業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査報酬業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	33	—	33	—
連結子会社	51	—	51	—
計	85	—	85	—

② その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

③ 監査公認会計士等の提出に対する非監査業務の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 連結財務諸表及び財務諸表は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりです。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を策定し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

	注記	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
		百万円	百万円
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	7, 23	66, 547	73, 553
営業債権及びその他の債権	8, 23	10, 096	9, 774
清算引受資産	23	26, 395, 558	37, 555, 555
清算参加者預託金特定資産	9, 23	2, 809, 433	3, 374, 863
信託金特定資産	9, 23	483	474
未収法人所得税		5, 055	8, 507
その他の金融資産	10, 23	65, 600	73, 800
その他の流動資産		1, 163	1, 626
流動資産合計		29, 353, 939	41, 098, 156
非流動資産			
有形固定資産	11	6, 025	5, 140
のれん	12	67, 374	67, 374
無形資産	12	31, 033	30, 596
退職給付に係る資産	13	3, 626	5, 202
持分法で会計処理されている投資	14	7, 592	8, 809
違約損失積立金特定資産	9, 23	27, 948	27, 948
その他の金融資産	10, 23	38, 639	36, 275
その他の非流動資産		5, 854	5, 793
繰延税金資産	15	4, 741	3, 635
非流動資産合計		192, 836	190, 775
資産合計		29, 546, 776	41, 288, 932

	注記	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	16, 23, 24	4, 413	3, 190
社債及び借入金	17, 23, 24	22, 500	22, 500
清算引受負債	23, 24	26, 395, 558	37, 555, 555
清算参加者預託金	9, 23, 24	2, 809, 433	3, 374, 863
信認金	9, 23, 24	483	474
取引参加者保証金	9, 23, 24	7, 429	8, 142
未払法人所得税等		10, 714	9, 210
その他の流動負債		6, 403	5, 339
流動負債合計		29, 256, 937	40, 979, 276
非流動負債			
社債及び借入金	17, 23, 24	10, 000	29, 933
退職給付に係る負債	13	7, 352	7, 357
その他の非流動負債		3, 924	3, 693
繰延税金負債	15	5, 650	4, 900
非流動負債合計		26, 926	45, 884
負債合計		29, 283, 864	41, 025, 161
資本			
資本金	18	11, 500	11, 500
資本剰余金	18	59, 726	59, 722
自己株式	18	△9	△13, 506
その他の資本の構成要素	18	13, 321	11, 604
利益剰余金	9, 18	172, 656	188, 634
親会社の所有者に帰属する持分合計	24	257, 194	257, 955
非支配持分		5, 717	5, 815
資本合計		262, 912	263, 770
負債及び資本合計		29, 546, 776	41, 288, 932

②【連結損益計算書】

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
		百万円	百万円
収益			
営業収益	19	114,776	107,885
その他の収益		2,137	161
収益計		116,914	108,047
費用			
営業費用	12, 13, 20, 27	50,925	50,185
その他の費用		466	9
費用計		51,392	50,195
持分法による投資利益	14	749	1,525
営業利益		66,271	59,377
金融収益	21	1,540	1,235
金融費用	21	36	8
税引前利益		67,774	60,604
法人所得税費用	15	22,599	18,240
当期利益		45,175	42,363
当期利益の帰属			
親会社の所有者		44,877	42,124
非支配持分		297	238
当期利益		45,175	42,363
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	22	81.74	77.00
希薄化後1株当たり当期利益(円)	22	—	—

③【連結包括利益計算書】

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
		百万円	百万円
当期利益		45,175	42,363
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する金			
融資産の公正価値の純変動	23	△1,491	△1,717
確定給付制度の再測定	13	△1,484	1,268
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	14	0	△0
その他の包括利益 (税引後)	25	△2,975	△448
当期包括利益		42,199	41,914
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		41,902	41,676
非支配持分		297	238
当期包括利益		42,199	41,914

④【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

	注記	その他の資本の構成要素				
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年4月1日時点の残高		11,500	59,726	△5	14,828	—
当期利益		—	—	—	—	—
その他の包括利益（税引後）		—	—	—	△1,491	△1,484
当期包括利益合計		—	—	—	△1,491	△1,484
自己株式の取得	18	—	—	△3	—	—
配当金の支払	26	—	—	—	—	—
支配喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動		—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	—	△15	1,484
所有者との取引額合計		—	—	△3	△15	1,484
2016年3月31日時点の残高		11,500	59,726	△9	13,321	—
当期利益		—	—	—	—	—
その他の包括利益（税引後）		—	—	—	△1,717	1,268
当期包括利益合計		—	—	—	△1,717	1,268
自己株式の取得	18	—	△3	△13,497	—	—
配当金の支払	26	—	—	—	—	—
支配喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動		—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	—	—	△1,268
所有者との取引額合計		—	△3	△13,497	—	△1,268
2017年3月31日時点の残高		11,500	59,722	△13,506	11,604	—

親会社の所有者に帰属する持分

	注記	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
		合計				
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年4月1日時点の残高		14,828	149,562	235,611	5,954	241,565
当期利益		—	44,877	44,877	297	45,175
その他の包括利益（税引後）		△2,975	—	△2,975	—	△2,975
当期包括利益合計		△2,975	44,877	41,902	297	42,199
自己株式の取得	18	—	—	△3	—	△3
配当金の支払	26	—	△20,315	△20,315	△8	△20,324
支配喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動		—	—	—	△525	△525
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		1,468	△1,468	—	—	—
所有者との取引額合計		1,468	△21,784	△20,319	△534	△20,853
2016年3月31日時点の残高		13,321	172,656	257,194	5,717	262,912
当期利益		—	42,124	42,124	238	42,363
その他の包括利益（税引後）		△448	—	△448	—	△448
当期包括利益合計		△448	42,124	41,676	238	41,914
自己株式の取得	18	—	—	△13,500	—	△13,500
配当金の支払	26	—	△27,414	△27,414	—	△27,414
支配喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動		—	—	—	△140	△140
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		△1,268	1,268	—	—	—
所有者との取引額合計		△1,268	△26,146	△40,915	△140	△41,056
2017年3月31日時点の残高		11,604	188,634	257,955	5,815	263,770

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
		百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		67,774	60,604
減価償却費及び償却費		10,727	11,784
金融収益		△1,540	△1,235
金融費用		36	8
持分法による投資利益		△749	△1,525
有形固定資産売却益		△1,853	—
営業債権及びその他の債権の増減 (△は増加)		203	306
営業債務及びその他の債務の増減 (△は減少)		210	△498
退職給付に係る資産の増減 (△は増加)		1,797	△1,575
退職給付に係る負債の増減 (△は減少)		313	4
その他		△247	1,492
小計		76,673	69,364
利息及び配当金の受取額		1,678	1,575
利息の支払額		△38	△5
支払法人所得税等		△17,243	△23,473
営業活動によるキャッシュ・フロー		61,069	47,462
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		△70,600	△83,100
定期預金の払戻による収入		47,100	74,900
有形固定資産の取得による支出		△1,624	△1,111
有形固定資産の売却による収入		3,660	—
無形資産の取得による支出		△11,934	△9,970
投資有価証券の取得による支出		△1,000	△127
その他		807	79
投資活動によるキャッシュ・フロー		△33,591	△19,330
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		10,000	10,000
借入金の返済による支出		△10,000	△10,000
社債の発行による収入		—	19,932
支払配当金		△20,315	△27,414
自己株式の取得による支出		△3	△13,501
その他		△711	△136
財務活動によるキャッシュ・フロー		△21,030	△21,119
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		6,447	7,011
現金及び現金同等物の期首残高		60,114	66,547
現金及び現金同等物の為替変動による影響		△13	△6
現金及び現金同等物の期末残高	7	66,547	73,553

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社日本取引所グループ（以下、「当社」という。）は日本に所在する株式会社で、登記されている本社の住所は、東京都中央区日本橋兜町2番1号です。当社の連結財務諸表は、2017年3月31日を報告日とし、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）並びに関連会社に対する当社グループの持分により構成されております。当社グループは金融商品取引法及び関連する諸法令の規制の下、事業を行っており、主な事業内容は、取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受等です。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

(2) 連結財務諸表の承認

当社グループの連結財務諸表は、2017年6月9日に、取締役兼代表執行役グループCEO清田瞭及び執行役CFO田端厚によって承認されております。

(3) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(4) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 新基準の早期適用

当社グループはIFRS第9号「金融商品」（2010年10月改訂）（以下、「IFRS第9号（2010年版）」という。）を移行日（2013年4月1日）より早期適用しております。

IFRS第9号（2010年版）は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」（以下、「IAS第39号」という。）を置き換えるものであり、金融商品に償却原価と公正価値の2つの測定区分を採用しております。公正価値で測定される金融資産に係る公正価値の変動は損益で認識することとなっております。ただし、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益として認識するという取消不能な選択を行うことが認められております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

①子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。子会社に該当するかどうかの判断にあたっては、議決権保有の状況、取締役会等の統治機関におけるメンバー構成並びに財務及び経営方針に関する意思決定に対する影響力等の支配の判定に関連する諸要素を総合的に勘案して決定しております。

すべての子会社は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで連結の対象に含めております。

子会社との債権債務残高、取引高及びグループ内取引によって発生した未実現利益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

②関連会社

関連会社とは、当社グループにより支配されていないが、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有している企業をいいます。当社グループが他の企業の20%以上50%以下の議決権を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社に対する投資は、持分法を適用して会計処理を行い、取得時に取得原価で測定し、それ以後は、関連会社の純資産に対する当社グループの持分の変動に応じて投資額を変動させております。その際、関連会社の純損益のうち当社グループの持分相当額は連結損益計算書に計上しております。また、関連会社のその他の包括利益のうち、当社グループの持分相当額は連結包括利益計算書のその他の包括利益に計上しております。

重要な内部取引に係る利益は、関連会社に対する持分比率に応じて消去しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を適用して会計処理をしております。

取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得日において、識別可能な資産及び負債は取得日における公正価値（但し、繰延税金資産、繰延税金負債、並びに従業員給付に係る資産及び負債等、IFRS第3号「企業結合」により公正価値以外で測定すべきとされている資産及び負債については、IFRS第3号「企業結合」に規定する価額）で認識しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は被取得企業の識別可能な純資産の比例持分で測定するかを、取得日に個別の企業結合ごとに選択しております。

取得対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計額が取得日における識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として認識しております。発生した取得関連コストは費用として会計処理しております。段階的に支配が達成される企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失があれば純損益として認識しております。

(3) 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替相場により機能通貨に換算しております。

各連結会計年度末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、連結会計年度末日の為替レートで換算しており、換算により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約条項の当事者となったときに、金融資産を認識します。

当社グループは、当初認識時の事実関係及び状況において、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には純損益を通じて公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、当社グループは当初認識時に、資本性金融商品への投資における公正価値の変動をその他の包括利益として認識するという取消不能の指定を行う場合があります。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

実効金利法により測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定しており、その変動額を純損益として認識しております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定しており、その変動額をその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替えており、純損益として認識しておりません。

ただし、当該金融資産からの受取配当金については純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

② 償却原価で測定される金融資産の減損

IAS第39号に基づき、各連結会計年度末日に償却原価で測定される金融資産について、減損の客観的証拠の有無を評価しております。減損の客観的証拠には、債務者の重大な財政状態の悪化、元利の支払いに対する債務不履行や延滞、破産等を含んでおります。

償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個別の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。重要な金融資産は、個別に減損を評価しております。重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未特定となっている減損の有無の評価を全体として実施しております。

減損が発生しているという客観的証拠が存在する場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、貸倒引当金を通じて減額され、減損損失を計上しており、将来の回収を現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。減損認識後に生じた事象により、翌連結会計年度以降に減損損失の見積額が変動した場合には、過年度に計上した減損損失は貸倒引当金を用いて調整しております。

③ 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約条項の当事者となったときに、金融負債を認識します。

金融負債は、原則として償却原価で測定される金融負債に分類しておりますが、デリバティブ負債及び売買目的の金融負債は純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に分類しております。分類は、金融負債の当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は当初認識時に公正価値で測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融負債

実効金利法により測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

公正価値で測定しており、その変動額を純損益で認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、契約上の義務が免責、取消し、又は失効となった場合に認識を中止しております。

④ 清算引受資産及び清算引受負債

当社の子会社である株式会社日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、市場参加者が行った取引の債務を負担し、取引の当事者となることによって、清算対象に係る債権・債務を清算引受資産及び清算引受負債（以下、「清算引受資産・負債」という。）として計上し、決済の履行を保証しております。

金融商品取引所等における現物取引及び店頭市場における国債の売買取引については、決済日基準により清算引受資産・負債を当初認識すると同時に認識の中止を行っております。

先物取引については、取引日に清算引受資産・負債として当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。さらに、同社は清算参加者との間において、当該損益を日々差金として受払いしていることから、その受払いをもって清算引受資産・負債の認識の中止を行っております。

オプション取引については取引日に、店頭市場における金利スワップ取引及びクレジットデフォルトスワップ取引（以下、「店頭デリバティブ取引」という。）については債務負担を実施した日において、それぞれ当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。

国債店頭取引のうち現先取引及び現金担保付債券貸借取引（以下、「レポ取引」という。）については、取引開始日において当初認識を行い、その後は公正価値で測定しております。

認識した清算引受資産・負債については、金額を相殺する強制可能な法的権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図を有している場合には相殺し、純額で連結財政状態計算書に計上しております。

また、清算引受資産・負債は、同額で認識されるため、公正価値の変動から発生する損益も同額となります。そのため、当該損益は消去され、連結損益計算書には計上されません。

(6) 有形固定資産

有形固定資産の測定については原価モデルを採用し、当初認識後、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- | | |
|-----------|-------|
| ・建物 | 2－50年 |
| ・情報システム設備 | 5年 |

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、少なくとも各連結会計年度末日には見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有形固定資産は、処分時又は継続的な使用若しくは処分から将来の経済的便益が期待されなくなったときに認識を中止しております。有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益として認識しております。

(7) のれん及び無形資産

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、注記「3. 重要な会計方針 (2) 企業結合」に記載しております。当初認識後においては、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却は行わず、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

② 無形資産

無形資産の測定については原価モデルを採用し、当初認識後、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

開発局面における支出については、当社グループが、当該支出を信頼性を持って測定できる能力、無形資産を完成させるための技術上の実行可能性、無形資産を使用又は売却する意図、無形資産を使用又は売却する能力、将来の経済的便益を創出する高い蓋然性及び無形資産の使用又は売却のために必要となる適切な資源の利用可能性をすべて有している場合に、無形資産として認識しております。

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目であるソフトウェアの見積耐用年数は5年です。

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、少なくとも各連結会計年度末日には見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) リース

リースは、所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースとして分類しております。

ファイナンス・リース取引において、リース資産及びリース負債は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で連結財政状態計算書に計上しております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しており、金融費用は連結損益計算書に計上しております。リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料をリース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは各連結会計年度末日に、各資産の減損の兆候の有無を評価しております。何らかの兆候が存在する場合又は毎連結会計年度において減損テストが要求されている場合、その資産の回収可能価額を見積っております。個別の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の売却費用控除後の公正価値とその使用価値のうち、いずれか高い方の金額で算定しております。資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損損失を認識し、回収可能価額まで評価減しております。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割引いております。売却費用控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。

のれん以外の資産に関しては、各連結会計年度末日において過年度に計上した減損損失について、当該損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候の有無について評価しております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを再度実施し、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度において減損損失を計上しなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方の金額を上限として、減損損失を戻し入れております。

のれんについては、注記「12. のれんおよび無形資産 (4) のれんの減損テスト」に記載しております。

(10) 従業員退職後給付

当社及び当社の一部の子会社は、確定給付型の制度として規約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、並びに確定拠出年金制度を導入しております。

① 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。割引率は、各制度における給付支払見込日までの期間に応じた連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付負債（資産）は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除して算定しております。また、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、営業費用として認識しております。

確定給付制度の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

なお、確定給付制度の積立超過を他の制度の債務を決済するために使用できる法的権限を有している場合を除いて、制度間の資産と負債は相殺しておりません。

② 確定拠出年金制度

退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(11) 収益

収益は、受領する対価の公正価値で測定しております。

当社グループは、主として金融商品取引所事業を行っており、収益は、主に役務の提供に該当する取引関連収益、清算関連収益等から構成されております。

役務の提供に該当する取引については、以下の条件をすべて満たした場合、かつ取引の成果を信頼性をもって見積ることができる場合に、連結会計年度末日現在の取引の進捗度に応じて収益を認識しております。

- ・収益の金額を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高いこと
- ・期末日における取引の進捗度を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関して発生する費用と取引を完了するために要する費用を信頼性をもって測定できること

また、役務の提供に関し信頼性をもって見積ることができない場合には、費用が回収可能と認められる部分についてのみ収益を認識しております。

配当は、支払いを受ける株主の権利が確定したときに認識しております。

(12) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金で構成されており、企業結合から生じる項目、その他の包括利益として認識される項目及び資本で直接認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、連結会計年度末日において制定されているか、実質的に制定されている税率を使用した、当連結会計年度の課税所得に対する納税見込額あるいは還付見込額に過年度の納税調整額を加味したものです。

繰延税金は、資産負債法により、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債の金額との差額である一時差異に対して認識しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金を認識していません。

- ・のれんの当初認識から生じる場合
- ・子会社及び関連会社への投資に係る将来減算一時差異で、予見可能な将来において一時差異が解消されない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異で、一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金は、連結会計年度末日に制定又は実質的に制定されている法律に基づいて、一時差異が解消されると予測される期の税率を用いて測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金、欠損金の繰戻還付及び将来減算一時差異に対して利用できる十分な課税所得が発生すると見込まれる範囲内で計上しております。また、税務上の恩恵が受けられない可能性が高くなった繰延税金資産は減額しております。

(13) 自己株式

自己株式は取得原価で測定し、資本から控除しております。自己株式の取得、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しております。

(14) 偶発負債

連結会計年度末日現在において発生可能性のある債務を有しているが、それが連結会計年度末日現在の債務であるか否か確認ができないもの、又は引当金の認識基準（過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能）を満たさないものについては、偶発負債として注記しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

- ・有形固定資産及び無形資産の耐用年数の見積り（注記「3. 重要な会計方針(6)、(7)」）
- ・非金融資産の減損（注記「11. 有形固定資産」、「12. のれん及び無形資産」）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記「15. 法人所得税」）
- ・確定給付制度債務の測定（注記「13. 従業員給付」）
- ・金融商品の公正価値測定（注記「23. 金融商品」）

5. 未適用の新基準書

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当社グループが早期適用していない主なものは、以下のとおりです。

なお、これらの適用による影響は検討中です。

IFRS	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用年度	新設・改訂の概要
IFRS第9号 金融商品	2018年1月1日	2019年3月期	金融商品の分類、測定、認識及び減損に係る改訂
IFRS第16号 リース	2019年1月1日	未定	リース会計に関する改訂

6. 事業セグメント

(1) 一般情報

当社グループは、金融商品取引所事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 製品及びサービスに関する情報

注記「19. 営業収益」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(3) 地域に関する情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の大半を占めるため、記載を省略しております。

②非流動資産

本邦に所在している非流動資産の金額が連結財政状態計算書の非流動資産の金額の大半を占めるため、記載を省略しております。

(4) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

7. 現金及び現金同等物

「現金及び現金同等物」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び現金同等物		
現金及び預金	66,547	73,553
合計	66,547	73,553

8. 営業債権及びその他の債権

「営業債権及びその他の債権」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
営業未収入金	10,058	9,771
その他	47	12
貸倒引当金	△10	△9
合計	10,096	9,774

(注) 連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

9. 金融商品取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

清算参加者預託金は、清算参加者の決済不履行により株式会社日本証券クリアリング機構が被る損失に備えるため、同社が清算参加者に預託を求めている担保（清算基金等の清算預託金、取引証拠金、当初証拠金及び変動証拠金）です。

信認金は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被る損失に備えるため、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所が取引参加者に預託を求めている担保です。

取引参加者保証金は、取引参加者の債務不履行により株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所が被る損失に備えるため、両社が取引参加者に預託を求めている担保です。

各担保は、金銭又は代用有価証券（各社の規則で認められたものに限る）で預託され、このうち金銭による預託については、連結財政状態計算書の資産・負債に両建てで計上しております。

一方、代用有価証券で預託された担保については、連結財政状態計算書に計上しておりません。なお、各担保の代用有価証券の公正価値は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
清算参加者預託金代用有価証券	2,324,542	2,675,561
信認金代用有価証券	1,151	1,338
取引参加者保証金代用有価証券	2,635	2,591

また、違約損失積立金は、清算業務に関して株式会社日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金です。

10. その他の金融資産

(1) 「その他の金融資産」の内訳は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
流動資産		
定期預金	65,600	73,800
合計	65,600	73,800
非流動資産		
株式	36,922	34,598
債券	1,504	1,504
その他	342	290
貸倒引当金	△130	△117
合計	38,639	36,275

連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、定期預金及び債券は償却原価で測定される金融資産にそれぞれ分類しております。

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の主な銘柄及び公正価値等は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
シンガポール取引所株式	35,144	32,797

上記株式は政策投資目的で保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しております。

売却時の公正価値及び資本で認識されていたその他の包括利益の累積損益は、以下のとおりです。

前連結会計年度 (2016年3月31日)		当連結会計年度 (2017年3月31日)	
公正価値	資本で認識されていた その他の包括利益の 累積損益	公正価値	資本で認識されていた その他の包括利益の 累積損益
百万円	百万円	百万円	百万円
43	15	—	—

(注) 資本で認識されていたその他の包括利益の累積損益は、売却した場合及び公正価値が著しく下落した場合に利益剰余金に振り替えております。

11. 有形固定資産

(1) 増減表

「有形固定資産」の帳簿価額の増減及び取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額は以下のとおりです。

① 帳簿価額

	建物	情報システム 設備	土地	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年4月1日残高	1,321	4,493	1,297	1,461	8,573
個別取得	88	1,357	—	173	1,619
減価償却費	△200	△1,990	—	△163	△2,354
売却又は処分	△524	△0	△1,282	△5	△1,812
2016年3月31日残高	685	3,859	14	1,465	6,025
個別取得	138	674	—	288	1,101
減価償却費	△147	△1,653	—	△185	△1,985
売却又は処分	△0	△0	—	△0	△0
2017年3月31日残高	676	2,880	14	1,568	5,140

② 取得原価

	建物	情報システム 設備	土地	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年4月1日残高	9,566	13,197	2,851	4,076	29,693
2016年3月31日残高	3,845	10,847	192	4,082	18,967
2017年3月31日残高	3,874	8,108	192	4,299	16,475

③ 減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物	情報システム 設備	土地	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年4月1日残高	8,244	8,704	1,554	2,615	21,120
2016年3月31日残高	3,159	6,987	178	2,616	12,942
2017年3月31日残高	3,197	5,228	178	2,730	11,334

(2) 減損損失

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において計上した減損損失はありません。

12. のれん及び無形資産

(1) 増減表

「のれん」及び「無形資産」の帳簿価額の増減及び取得原価、償却累計額及び減損損失累計額は以下のとおりです。

① 帳簿価額

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
		百万円	百万円	百万円
2015年4月1日残高	67,374	18,055	9,575	27,631
個別取得	—	13,923	△2,147	11,775
償却費	—	△8,231	△142	△8,373
売却又は処分	—	△0	—	△0
2016年3月31日残高	67,374	23,747	7,286	31,033
個別取得	—	9,799	△436	9,362
償却費	—	△9,686	△112	△9,799
売却又は処分	—	△0	△0	△0
2017年3月31日残高	67,374	23,860	6,736	30,596

(注1) 無形資産のその他の個別取得には、ソフトウェア仮勘定の取得額とソフトウェアへの振替額が含まれております。

(注2) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「営業費用」に含まれております。

② 取得原価

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
		百万円	百万円	百万円
2015年4月1日残高	67,374	59,183	10,336	69,519
2016年3月31日残高	67,374	71,853	7,785	79,638
2017年3月31日残高	67,374	72,703	7,197	79,901

③ 償却累計額及び減損損失累計額

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
		百万円	百万円	百万円
2015年4月1日残高	—	41,127	760	41,888
2016年3月31日残高	—	48,105	499	48,605
2017年3月31日残高	—	48,843	461	49,304

(2) 重要なのれん

連結財政状態計算書に計上されているのれんは、株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所との経営統合に際して発生したものです。

(3) 減損損失

無形資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において計上した減損損失はありません。

(4) のれんの減損テスト

当社グループは、のれんについて、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、経営計画等に基づくキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の加重平均資本コストを基礎とした割引率により割引いて算定しており、経営計画の最終年度を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、将来の不確実性を考慮し、最終年度と同水準で推移すると仮定しております。

なお、企業結合で生じたのれんは、当社グループ全体を一つの資金生成単位として減損テストをしております。

13. 従業員給付

(1) 従業員退職後給付

当社及び当社の一部の子会社は、確定給付型の制度として規約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、並びに確定拠出年金制度を導入しております。

① 確定給付制度債務の調整表

確定給付制度債務の増減は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	22,955	23,730
勤務費用	1,006	1,077
利息費用	252	149
再測定による増減	1,146	△1,242
数理計算上の差異-人口統計上の仮 定の変更により生じた影響	△0	△694
数理計算上の差異-財務上の仮定の 変更により生じた影響	1,157	△468
数理計算上の差異-実績による修正	△11	△79
給付支払額	△1,631	△1,446
期末残高	23,730	22,268

② 制度資産の調整表

制度資産の増減は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	21,340	20,004
利息収益	256	140
再測定による増減	△992	586
制度資産に係る収益 (利息収益に含まれる金額を除く)	△992	586
事業主からの拠出金	414	381
給付支払額	△1,015	△998
期末残高	20,004	20,113

③ 確定給付制度債務及び制度資産の調整表

確定給付制度債務及び制度資産と連結財政状態計算書に計上された退職給付に係る負債及び資産との関係は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
積立型の確定給付制度債務	16,377	14,910
制度資産	△20,004	△20,113
小計	△3,626	△5,202
非積立型の確定給付制度債務	7,352	7,357
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	3,725	2,154
退職給付に係る負債	7,352	7,357
退職給付に係る資産	△3,626	△5,202
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	3,725	2,154

④ 確定給付費用の内訳

確定給付費用の内訳は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	百万円	百万円
勤務費用	1,006	1,077
利息費用	252	149
利息収益	△256	△140
合計	1,002	1,086

(注) 確定給付費用は「営業費用」に含めて表示しております。

⑤ 制度資産の主な内訳

制度資産合計に対する主な分類ごとの内訳は以下のとおりです。

なお、制度資産の運用方針については、年金給付金及び一時金等の支払いを将来にわたり確実にを行うことを目的とし、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる運用収益を長期的に確保することとしております。具体的には、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収益率として年金財政上の予定利率を上回るものを運用目標とし、また期待収益率の予測及び事業主の負担能力等を踏まえた許容されるリスクを考慮した上で、資産構成を採用することとしております。

一方、運用目標を達成するために採用した資産構成に即し、想定したリスクのもとでリターンを極大化するために、リスク管理にも十分配慮することとしております。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
活発な市場における公表市場価格があるもの		
資本性金融商品	6,423	6,606
国内株式	4,382	4,427
外国株式	2,041	2,179
負債性金融商品	6,002	5,885
国内債券	2,548	2,009
外国債券	3,453	3,875
その他	1,798	1,827
小計	14,225	14,318
活発な市場における公表市場価格がないもの		
企業年金保険契約	5,779	5,794
小計	5,779	5,794
制度資産合計	20,004	20,113

2018年3月期において、約509百万円を掛金として制度資産へ拠出する予定です。

当連結会計年度末日における確定給付制度債務の加重平均デュレーションは16年です。

⑥ 数理計算上の仮定に関する事項

数理計算の仮定の主要なものは、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	%	%
3月31日現在の割引率	0.5~0.7	0.6~0.7

(注) 確定給付制度債務の評価は将来の不確定な事象への判断を含んでおります。割引率の変化が当連結会計年度における確定給付制度債務に与える感応度は以下のとおりです。この感応度は、その他の変数が一定との前提を置いておりますが、実際には独立して変化するとは限りません。なお、マイナスは確定給付制度債務の減少を、プラスは確定給付制度債務の増加を表しております。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
0.5%の上昇	△1,448	△1,267
0.5%の低下	1,613	1,400

⑦ 確定拠出制度

確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、前連結会計年度が64百万円、当連結会計年度が63百万円です。

(2) 短期従業員給付

前連結会計年度及び当連結会計年度において連結損益計算書に含まれる短期従業員給付の金額は、それぞれ16,178百万円及び15,242百万円です。

14. 持分法で会計処理されている投資

関連会社

当社グループの関連会社について、持分を合算した情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	百万円	百万円
持分法による投資利益	749	1,525
持分法適用会社におけるその他の包 括利益に対する持分	0	△0
包括利益の持分合計	<u>749</u>	<u>1,525</u>
当社グループの関連会社に対する 持分の帳簿価額合計	<u>7,592</u>	<u>8,809</u>

15. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

	2015年4月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	2016年3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円
繰延税金資産				
退職後給付	562	△56	654	1,161
固定資産	1,109	△435	—	674
未払事業税	601	101	—	702
未払費用	505	231	—	736
訴訟関連損失	4,273	△4,273	—	—
その他	1,252	1,258	—	2,511
小計	<u>8,304</u>	<u>△3,172</u>	<u>654</u>	<u>5,786</u>
未認識の将来減算 一時差異	△228	12	—	△216
合計	<u>8,075</u>	<u>△3,160</u>	<u>654</u>	<u>5,570</u>
繰延税金負債				
その他の包括利益を 通じて測定される金 融資産の公正価値	△7,087	—	1,208	△5,879
その他	△633	33	—	△599
合計	<u>△7,720</u>	<u>33</u>	<u>1,208</u>	<u>△6,478</u>

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

	2016年4月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	2017年3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円
繰延税金資産				
退職後給付	1,161	79	△559	681
固定資産	674	△300	—	374
未払事業税	702	△302	—	400
未払費用	736	△25	—	711
その他	2,511	△6	—	2,504
小計	5,786	△555	△559	4,671
未認識の将来減算 一時差異	△216	—	—	△216
合計	5,570	△555	△559	4,455
繰延税金負債				
その他の包括利益を 通じて測定される金 融資産の公正価値	△5,879	—	757	△5,121
その他	△599	—	—	△599
合計	△6,478	—	757	△5,720

当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異が将来課税所得で控除できるかを考慮しております。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異は、前連結会計年度、当連結会計年度ともに707百万円であり、税務上の繰越欠損金及び繰延税金負債を認識していない子会社及び持分法適用会社への投資に伴う重要な一時差異はありません。

(2) 法人所得税費用

「法人所得税費用」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	百万円	百万円
当期税金費用	19,472	17,685
繰延税金費用	3,126	555
合計	22,599	18,240

(3) 実効税率の調整

当社グループは、法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、主に前連結会計年度が33.1%、当連結会計年度が30.9%となっております。当該法定実効税率と、連結損益計算書における実際負担税率との差異要因は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	%	%
法定実効税率	33.1	30.9
その他	0.3	△0.8
実際負担税率	33.3	30.1

16. 営業債務及びその他の債務

「営業債務及びその他の債務」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
営業未払金	2,880	2,377
未払金	1,533	812
合計	4,413	3,190

17. 社債及び借入金

「社債及び借入金」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)	平均利率 (注1)
	百万円	百万円	%
短期借入金	22,500	12,500	0.01
1年内返済予定の長期借入金	—	10,000	0.01
社債	—	19,933	0.355
長期借入金	10,000	10,000	0.01
合計	32,500	52,433	
流動負債	22,500	22,500	
非流動負債	10,000	29,933	
合計	32,500	52,433	

(注1) 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末日の数値を使用しております。

(注2) 借入金に関し、当社グループの財務活動に重大な影響を及ぼす財務制限条項は付されていません。

(注3) 社債の発行条件の要約は次のとおりであります。

発行会社	銘柄	発行年月日	当連結会計年度 (2017年3月31日)	利率	償還期限
			百万円	%	
㈱日本取引所グループ	第1回 無担保社債	2017年 3月16日	20,000	0.355	2027年 3月16日

18. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び自己株式

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	株	株
授權株式	2,180,000,000	2,180,000,000
発行済株式	549,069,100	549,069,100
自己株式	7,252	8,636,052

(注1) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式です。

(注2) 当社は2015年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。

(注3) 当社は2017年3月期より株式付与型ESOP信託を導入しております。当連結会計年度末の自己株式には、当該信託口が所有する当社株式586,800株が含まれております。

(2) 剰余金

① 資本剰余金

会社法では、株式の発行に対しての払込みの2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれる資本準備金に組み入れることが規定されております。資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

② 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本剰余金に含まれる資本準備金及び利益剰余金に含まれる利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損補填に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

その他の包括利益を通じて公正価値の変動を認識する区分に指定した株式投資の認識を中止した場合及び公正価値の著しい下落がある場合、売却差額及び評価差損を「その他の包括利益」から「利益剰余金」に振り替えております。

19. 営業収益

「営業収益」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	百万円	百万円
取引関連収益	52,471	45,703
清算関連収益	23,140	21,454
上場関連収益	13,250	12,903
情報関連収益	17,706	18,112
その他	8,208	9,711
合計	114,776	107,885

20. 営業費用

「営業費用」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	百万円	百万円
人件費	16,437	15,614
システム維持・運営費	9,480	10,813
減価償却費及び償却費	9,973	10,983
その他	15,034	12,774
合計	50,925	50,185

21. 金融収益及び金融費用

「金融収益」及び「金融費用」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	百万円	百万円
受取配当金	1,410	1,183
受取利息	129	52
金融収益 計	1,540	1,235
支払利息	36	8
その他	—	0
金融費用 計	36	8

22. 1株当たり利益

当連結会計年度の基本的1株当たり当期利益の計算は、親会社の所有者に帰属する当期利益42,124百万円（前連結会計年度：44,877百万円）及び加重平均普通株式数547,051千株（前連結会計年度：549,062千株）に基づき計算しております。希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

なお、2015年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割後の株式数を基準として遡及的に調整した株式数に基づき、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

また、株式付与型ESOP信託口が保有する当社株式81,300株は、連結財政状態計算書の「自己株式」として処理しており、加重平均普通株式数からは控除しております。

23. 金融商品

(1) 金融資産及び負債の分類

金融資産及び負債の帳簿価額及び会計上の分類は以下のとおりです。

前連結会計年度（2016年3月31日）

① 金融資産

	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	償却原価で測定される金融資産
	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	—	—	66,547
営業債権及びその他の債権	—	—	10,096
清算引受資産	26,395,558	—	—
清算参加者預託金特定資産	—	—	2,809,433
信認金特定資産	—	—	483
違約損失積立金特定資産	—	—	27,948
その他の金融資産	—	37,096	67,143
合計	26,395,558	37,096	2,981,652

② 金融負債

	純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	償却原価で測定される金融負債
	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	—	4,413
社債及び借入金（流動）	—	22,500
清算引受負債	26,395,558	—
清算参加者預託金	—	2,809,433
信認金	—	483
取引参加者保証金	—	7,429
社債及び借入金（非流動）	—	10,000
合計	26,395,558	2,854,259

当連結会計年度（2017年3月31日）

① 金融資産

	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	償却原価で測定される金融資産
	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	—	—	73,553
営業債権及びその他の債権	—	—	9,774
清算引受資産	37,555,555	—	—
清算参加者預託金特定資産	—	—	3,374,863
信認金特定資産	—	—	474
違約損失積立金特定資産	—	—	27,948
その他の金融資産	—	34,748	75,326
合計	37,555,555	34,748	3,561,940

② 金融負債

	純損益を通じて 公正価値で測定される金融負債	償却原価で測定される 金融負債
	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	—	3,190
社債及び借入金（流動）	—	22,500
清算引受負債	37,555,555	—
清算参加者預託金	—	3,374,863
信認金	—	474
取引参加者保証金	—	8,142
社債及び借入金（非流動）	—	29,933
合計	37,555,555	3,439,104

(2) 公正価値ヒエラルキー

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値の測定に用いられる公正価値の階層（公正価値ヒエラルキー）の定義は次のとおりです。

- ・レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における無修正の相場価格
- ・レベル2：資産又は負債に関する直接又は間接に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いて算定された公正価値
- ・レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプットを用いて算定された公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定されます。

上記の定義に基づき、連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定されている金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

前連結会計年度（2016年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3
	百万円	百万円	百万円
清算引受資産	450,375	25,945,183	—
その他の金融資産	35,144	—	1,951
合計	485,519	25,945,183	1,951
清算引受負債	450,375	25,945,183	—
合計	450,375	25,945,183	—

当連結会計年度（2017年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3
	百万円	百万円	百万円
清算引受資産	453,732	37,101,823	—
その他の金融資産	32,797	—	1,950
合計	486,530	37,101,823	1,950
清算引受負債	453,732	37,101,823	—
合計	453,732	37,101,823	—

連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債の帳簿価額、公正価値及び公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

前連結会計年度（2016年3月31日）

	帳簿価額	公正価値	
		レベル1	レベル2
		百万円	百万円
その他の金融資産	67,143	66,165	1,001
合計	67,143	66,165	1,001
社債及び借入金（非流動）	10,000	—	10,000
合計	10,000	—	10,000

当連結会計年度（2017年3月31日）

	帳簿価額	公正価値	
		レベル1	レベル2
		百万円	百万円
その他の金融資産	75,326	74,345	1,000
合計	75,326	74,345	1,000
社債及び借入金（非流動）	29,933	—	30,000
合計	29,933	—	30,000

なお、連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融資産・金融負債のうち、下記の項目については、いずれも短期であり、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため、公正価値を開示しておりません。

- ・現金及び現金同等物
- ・営業債権及びその他の債権
- ・清算参加者預託金特定資産
- ・信認金特定資産
- ・違約損失積立金特定資産
- ・営業債務及びその他の債務
- ・社債及び借入金（流動）
- ・清算参加者預託金
- ・信認金
- ・取引参加者保証金

(3) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおりです。

① 清算引受資産・負債

以下の区分に従い、それぞれに掲げる方法によって公正価値を見積もっております。

- ・先物取引、オプション取引及び店頭デリバティブ取引については、期末日における清算値段により見積もっております。
- ・レポ取引については、取引決済日における受渡決済金額を割り引く方法により見積もっております。

② その他の金融資産

市場性のある株式については市場価格を、市場性のある債券については日本証券業協会の売買参考統計値を用いて公正価値を見積もっております。

③ 社債及び借入金

満期までの期間が長期であるものは、当社グループの信用力を反映した割引率を用いて、将来キャッシュ・フローを割引く方法により公正価値を見積もっております。

(4) 金融商品の相殺

当社グループは、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図を有している場合には相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しております。

連結財政状態計算書における清算引受資産・負債に対する相殺の影響額は、以下のとおりです。

前連結会計年度（2016年3月31日）

① 金融資産

	認識された金融資産 の総額	連結財政状態計算書で 相殺された 金融資産の総額	連結財政状態 計算書残高
	百万円	百万円	百万円
レポ取引	50,035,432	24,124,211	25,911,220
上場オプション取引	2,140,375	1,735,453	404,922
その他	26,826,664	26,747,248	79,415
合計	79,002,471	52,606,913	26,395,558

② 金融負債

	認識された金融負債 の総額	連結財政状態計算書で 相殺された 金融負債の総額	連結財政状態 計算書残高
	百万円	百万円	百万円
レポ取引	50,035,432	24,124,211	25,911,220
上場オプション取引	2,140,375	1,735,453	404,922
その他	26,826,664	26,747,248	79,415
合計	79,002,471	52,606,913	26,395,558

当連結会計年度（2017年3月31日）

① 金融資産

	認識された金融資産 の総額	連結財政状態計算書で 相殺された 金融資産の総額	連結財政状態 計算書残高
	百万円	百万円	百万円
レポ取引	65,766,164	28,681,545	37,084,619
上場オプション取引	1,937,071	1,535,116	401,955
その他	17,158,206	17,089,225	68,981
合計	84,861,442	47,305,886	37,555,555

② 金融負債

	認識された金融負債 の総額	連結財政状態計算書で 相殺された 金融負債の総額	連結財政状態 計算書残高
	百万円	百万円	百万円
レポ取引	65,766,164	28,681,545	37,084,619
上場オプション取引	1,937,071	1,535,116	401,955
その他	17,158,206	17,089,225	68,981
合計	84,861,442	47,305,886	37,555,555

連結財政状態計算書に計上している清算引受資産・負債の金額は、清算参加者の決済不履行等の状況が発生した場合、商品ごとに定められた所定の方法に従い、不履行清算参加者への引渡しを停止した有価証券及び金銭並びに清算参加者預託金の充当等により相殺されます。

24. 金融リスク管理

(1) 資本管理

当社グループは、我が国証券市場における公共インフラとしての使命を果たすため、事業を運営するための財務基盤の安全性を確保しつつ、持続的な成長及び企業価値の最大化を実現することを目的として、事業のリスクに見合った適正な資本水準並びに負債・資本構成を維持することを資本管理の基本方針としております。なお、資本は、「親会社の所有者に帰属する持分」です。

また、子会社である株式会社日本証券クリアリング機構の清算機関としての継続性及び決済履行保証スキームの機能確保の観点から、清算機関に対する指針等も踏まえ一定の剰余金を確保しております。

なお、金融商品取引所持株会社である当社株式については、金融商品取引法に基づき、取得及び所有に係る制限等が課されております。

(2) 金融商品から生じる財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を行う過程において、金融商品から生じる各種財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・市場リスク）に晒されておりますが、リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に取り組むことで、リスクの回避又は低減に努めております。

当社グループが認識している主要なリスクは、株式会社日本証券クリアリング機構の清算業務から発生する信用リスク及び流動性リスクです。以下、当社グループの清算業務に係るリスク管理及びそれ以外のリスク管理について、財務上のリスクごとに記載しております。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、取引の相手先が契約内容を履行できなくなること等により、当社グループが財務的損失を被るリスクです。株式会社日本証券クリアリング機構は、市場参加者が行った取引の債務を負担することにより取得する債権である清算引受資産について、清算参加者の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、清算参加者に対する資格制度や担保制度等の体制を整備しております。なお、同社の決済履行制度の詳細については、「4 事業等のリスク-7. 決済履行確保の枠組みについて」を、また清算参加者預託金等の代用有価証券の公正価値については、注記「9. 金融商品取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債」をご参照ください。

また、清算参加者から担保として預託を受けた清算参加者預託金特定資産は、保管・資金運用先に対する信用リスクに晒されておりますが、原則として信用リスクのない決済用預金及び日本銀行当座預金に預け入れており、また資金運用をする場合においても、金融機関に対する日本国債を担保とした有担保によるコール資金の貸付又は一定の信用力を有する信託銀行への普通預金に限定することで、当該リスクの回避を図っております。

② 流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できなくなること等により、当社グループが財務的損失を被るリスクです。

株式会社日本証券クリアリング機構は、清算参加者に決済不履行が生じた場合であっても、自ら資金不足をカバーし、決済を完了する必要があることから、清算引受負債について流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、資金決済銀行との間で流動性供給に関する契約を締結すること等により、十分な流動性を確保する体制を整備しております。

また、同社が各清算参加者から担保として預託を受けた清算参加者預託金特定資産については、流動性の高い短期金融資産で保管・運用を行うことで、担保返戻時の流動性リスクの回避を図っております。

さらに、当社グループは借入金により資金を調達しており、債務の支払期日にその支払いをできなくなる流動性リスクに晒されておりますが、資金繰りの状況及び見通しの把握を行うとともに、当社グループ内で機動的に資金を融通し合うこと等により、当該リスクの回避を図っております。

当社グループの金融負債の期日別残高は、以下のとおりです。
前連結会計年度（2016年3月31日）

	帳簿残高	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	4,413	4,413	4,413	—
社債及び借入金（流動）	22,500	22,500	22,500	—
清算引受負債	26,395,558	26,395,558	26,395,558	—
清算参加者預託金	2,809,433	2,809,433	2,809,433	—
信認金	483	483	483	—
取引参加者保証金	7,429	7,429	7,429	—
社債及び借入金（非流動）	10,000	10,000	—	10,000
合計	29,249,818	29,249,818	29,239,818	10,000

当連結会計年度（2017年3月31日）

	帳簿残高	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	3,190	3,190	3,190	—	—
社債及び借入金（流動）	22,500	22,500	22,500	—	—
清算引受負債	37,555,555	37,555,555	37,555,555	—	—
清算参加者預託金	3,374,863	3,374,863	3,374,863	—	—
信認金	474	474	474	—	—
取引参加者保証金	8,142	8,142	8,142	—	—
社債及び借入金（非流動）	29,933	30,000	—	10,000	20,000
合計	40,994,660	40,994,726	40,964,726	10,000	20,000

③市場リスク管理

（市場価格変動リスク及び為替リスク）

当社グループは、緊密な提携関係の構築を目的として、シンガポール取引所株式を保有しております。同社株式の市場価格や為替の変動は、当社グループの資本や包括利益に影響を及ぼすため、当社グループは市場価格変動リスク及び為替リスクに晒されておりますが、同社株式の市場価格の変動等について定期的に取締役会に報告する等の継続的なモニタリングを行っております。

同社株式の公正価値が10%下落した場合の価格変動が連結財政状態計算書の資本に与える影響は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
資本影響額	△2,438	△2,275

25. その他の包括利益

「その他の包括利益」に含まれている、各包括利益項目別の当期発生額及び税効果への影響は、以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

	当期発生額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	△2,692	△2,692	1,200	△1,491
確定給付制度の再測定	△2,138	△2,138	654	△1,484
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	0	0	0	0
合計	△4,831	△4,831	1,855	△2,975

当連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

	当期発生額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	△2,474	△2,474	757	△1,717
確定給付制度の再測定	1,828	1,828	△559	1,268
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△0	△0	0	△0
合計	△646	△646	198	△448

26. 配当金

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2015年5月13日 取締役会	普通株式	8,785	32.00	2015年 3月31日	2015年 5月26日
2015年10月30日 取締役会	普通株式	11,530	(注) 42.00	2015年 9月30日	2015年 12月1日
2016年5月17日 取締役会	普通株式	15,922	29.00	2016年 3月31日	2016年 5月31日
2016年10月28日 取締役会	普通株式	11,491	21.00	2016年 9月30日	2016年 12月1日

(注) 1株当たり配当額については、基準日が2015年9月30日であるため、2015年10月1日付の株式分割を考慮しておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2017年5月16日 取締役会	普通株式	14,066	26.00	2017年 3月31日	2017年 5月29日

27. オペレーティング・リース

当社グループは、解約可能オペレーティング・リースとして、オフィスビル等を賃借しております。これらの賃借料合計は、前連結会計年度において4,620百万円、当連結会計年度において4,062百万円であります。

28. 関連当事者

(1) 主な子会社及び関連会社

主要な子会社及び関連会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりです。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

区分	支給額
取締役 (うち社外取締役)	140百万円 (112百万円)
執行役	422百万円

29. 偶発事象

保証債務額

当社グループは、従業員の金融機関からの住宅取得借入に対して以下のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
百万円	百万円
1,774	1,550

30. 後発事象

当連結会計年度の有価証券報告書提出日である2017年6月9日現在において、記載すべき重要な後発事象はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	26,721	52,882	80,663	107,885
税引前四半期(当期)利益(百万円)	14,579	29,022	45,783	60,604
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(百万円)	9,583	19,597	31,832	42,124
1株当たり四半期(当期)利益(円)	17.45	35.73	58.10	77.00

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期利益(円)	17.45	18.27	22.38	18.91

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	57,241	70,144
営業未収入金	※1 8	※1 7
前払費用	73	90
繰延税金資産	214	193
その他	※1 5,071	※1 7,725
流動資産合計	62,608	78,162
固定資産		
有形固定資産		
建物	0	0
車両運搬具	20	15
工具、器具及び備品	7	5
有形固定資産合計	29	22
無形固定資産		
商標権	15	19
ソフトウェア	95	149
その他	7	1
無形固定資産合計	118	170
投資その他の資産		
投資有価証券	35,436	34,254
関係会社株式	118,273	118,413
関係会社出資金	3,000	3,000
従業員長期貸付金	1	0
長期前払費用	0	1
前払年金費用	10	13
違約損失積立金特定資産	※2 10,580	※2 10,580
その他	12	23
投資その他の資産合計	167,314	166,286
固定資産合計	167,462	166,479
資産合計	230,071	244,641

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	※1 114	※1 116
短期借入金	22,500	12,500
関係会社短期借入金	81,200	75,200
1年内返済予定の長期借入金	—	10,000
未払金	19	21
未払費用	※1 176	※1 176
預り金	11	15
前受収益	41	68
賞与引当金	481	453
役員賞与引当金	150	135
その他	94	67
流動負債合計	104,789	98,754
固定負債		
長期借入金	10,000	10,000
社債	—	20,000
退職給付引当金	2	8
繰延税金負債	5,104	4,702
その他	66	114
固定負債合計	15,173	34,825
負債合計	119,963	133,580
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,500	11,500
資本剰余金		
資本準備金	3,000	3,000
その他資本剰余金	20,903	20,903
資本剰余金合計	23,903	23,903
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	5,302	5,302
繰越利益剰余金	57,850	73,210
利益剰余金合計	63,152	78,512
自己株式	△9	△13,506
株主資本合計	98,546	100,409
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,561	10,652
評価・換算差額等合計	11,561	10,652
純資産合計	110,107	111,061
負債純資産合計	230,071	244,641

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業収益		
経営管理料	※1 6,708	※1 6,882
関係会社受取配当金	※1 28,354	※1 40,939
その他	※1 10	※1 65
営業収益合計	35,072	47,887
営業費用	※1, ※2 5,347	※1, ※2 5,463
営業利益	29,724	42,424
営業外収益		
受取利息	46	12
受取配当金	※1 1,525	※1 1,294
その他	91	37
営業外収益合計	1,663	1,344
営業外費用		
支払利息	※1 78	※1 15
社債発行費	—	63
その他	—	6
営業外費用合計	78	85
経常利益	31,309	43,682
税引前当期純利益	31,309	43,682
法人税、住民税及び事業税	1,054	888
法人税等調整額	△20	19
法人税等合計	1,033	908
当期純利益	30,275	42,774

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	47,889	53,192
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△20,315	△20,315
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	30,275	30,275
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,960	9,960
当期末残高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	57,850	63,152

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5	88,589	13,514	13,514	102,104
当期変動額					
剰余金の配当	—	△20,315	—	—	△20,315
自己株式の取得	△3	△3	—	—	△3
当期純利益	—	30,275	—	—	30,275
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△1,953	△1,953	△1,953
当期変動額合計	△3	9,956	△1,953	△1,953	8,003
当期末残高	△9	98,546	11,561	11,561	110,107

当事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	57,850	63,152
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△27,414	△27,414
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	42,774	42,774
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	15,359	15,359
当期末残高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	73,210	78,512

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9	98,546	11,561	11,561	110,107
当期変動額					
剰余金の配当	—	△27,414	—	—	△27,414
自己株式の取得	△13,497	△13,497	—	—	△13,497
当期純利益	—	42,774	—	—	42,774
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△908	△908	△908
当期変動額合計	△13,497	1,862	△908	△908	953
当期末残高	△13,506	100,409	10,652	10,652	111,061

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

株式付与型ESOP信託

(1) 取引の概要

当社は2017年1月30日開催の取締役会において、従業員を対象としたインセンティブ・プラン（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。

本制度は、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、株式付与型ESOP信託が取得した当社株式を、経営財務指標や生産性に係る目標の達成状況に応じて退職時に従業員に交付するものです。

なお、株式付与型ESOP信託が取得する当社株式の取得金額は全額当社が拠出します。

(2) 信託口が所有する当社株式

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）を適用し、株式付与型ESOP信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。

当事業年度末の当該自己株式の株式数は586,800株、帳簿価額は954百万円であります。

なお、当該信託口が所有する当社株式は、1株当たり情報の算出において、控除する自己株式に含めております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
短期金銭債権	8百万円	9百万円
短期金銭債務	92百万円	83百万円

※2 損失補償等

当社は、清算業務に関して株式会社日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金として、違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	35,062百万円	47,821百万円
営業費用	3,078百万円	2,825百万円
営業取引以外の取引による取引高	163百万円	129百万円

※2 営業費用のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
給与	1,983百万円	1,727百万円
賞与引当金繰入額	481百万円	453百万円
役員賞与引当金繰入額	150百万円	135百万円
減価償却費	12百万円	13百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度末 (2016年3月31日)	当事業年度末 (2017年3月31日)
子会社株式	116,019	116,156
関連会社株式	2,253	2,257
合計	118,273	118,413

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	148百万円	139百万円
未払事業税	39百万円	25百万円
子会社株式評価損	216百万円	216百万円
その他	26百万円	28百万円
繰延税金資産小計	431百万円	410百万円
評価性引当額	△216百万円	△216百万円
繰延税金資産合計	214百万円	193百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△5,102百万円	△4,701百万円
その他	△2百万円	△1百万円
繰延税金負債合計	△5,104百万円	△4,702百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△4,889百万円	△4,508百万円

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	214百万円	193百万円
固定負債－繰延税金負債	5,104百万円	4,702百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△30.0%	△29.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.3%	2.1%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	0	—	0	0	0	2
	車両運搬具	20	—	—	5	15	14
	工具、器具及び備品	7	1	0	2	5	19
	建設仮勘定	—	1	1	—	—	—
	計	29	2	2	7	22	35
無形固定資産	商標権	15	6	—	2	19	—
	ソフトウェア	95	98	0	43	149	—
	その他	7	98	104	—	1	—
	計	118	203	105	45	170	—

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	481	453	481	453
役員賞与引当金	150	135	150	135

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.jpix.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された1単元(100株)以上保有の株主 (2) 優待券 金券・カード類(3,000円相当) (3) 贈呈時期 毎年6月定時株主総会終了後 ※2018年3月31日現在の当社株主名簿に記録された株主より、以下のとおり株主優待制度の変更を行います。 (1) 対象株主 毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された1単元(100株)以上保有の株主 (2) 優待券 継続保有期間1年未満：金券・カード類(1,000円相当) 継続保有期間1年以上2年未満：金券・カード類(2,000円相当) 継続保有期間2年以上3年未満：金券・カード類(3,000円相当) 継続保有期間3年以上：金券・カード類(4,000円相当) ※継続保有期間とは、それぞれ、同じ株主番号で3月末及び9月末日時点の当社株主名簿に、以下の回数以上、連続で記載または記録されていることとします。 1年以上：3回、2年以上：5回、3年以上：7回 ※2018年3月31日及び2019年3月31日時点の株主のうち、2017年9月末から継続して当社株式の保有が確認できる株主には、継続保有年数が2年未満の場合でも金券・カード類(3,000円相当)を進呈いたします。 (3) 贈呈時期 毎年6月定時株主総会終了後

(注) 定款において単元未満株式についての権利に関する定めを行っております。当該規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---|---|-------------------------------|--|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類、
有価証券報告書の
確認書 | 事業年度
(第15期) | 自 2015年4月1日
至 2016年3月31日 | 2016年6月14日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書及びその
添付書類 | 事業年度
(第15期) | 自 2015年4月1日
至 2016年3月31日 | 2016年6月14日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書及び四半期
報告書の確認書 | 事業年度
(第16期第1四半期) | 自 2016年4月1日
至 2016年6月30日 | 2016年8月10日
関東財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第16期第2四半期) | 自 2016年7月1日
至 2016年9月30日 | 2016年11月11日
関東財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第16期第3四半期) | 自 2016年10月1日
至 2016年12月31日 | 2017年2月13日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内
内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第
9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 | | 2016年6月23日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 自己株券買付状況報告書 | | | 2016年8月10日
2016年9月9日
2016年10月11日
2016年11月11日
2016年12月12日
2017年1月13日
2017年2月13日
2017年3月10日
2017年4月10日
2017年5月12日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年6月9日

株式会社 日本取引所グループ

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 坂 泰 行	Ⓔ
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 本 貴 子	Ⓔ
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 川 航 史	Ⓔ
--------------------	-------	---------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本取引所グループの2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社日本取引所グループ及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本取引所グループの2017年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社日本取引所グループが2017年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年6月9日

株式会社 日本取引所グループ

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 坂 泰 行	Ⓔ
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 本 貴 子	Ⓔ
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 川 航 史	Ⓔ
--------------------	-------	---------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本取引所グループの2016年4月1日から2017年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本取引所グループの2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年6月9日
【会社名】	株式会社日本取引所グループ
【英訳名】	Japan Exchange Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役CFO 田端 厚
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役兼代表執行役グループCEO 清田瞭 及び 執行役CFO 田端厚 は、当社グループ（当社及び連結子会社等）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2017年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結営業収益（連結会社間取引消去後）をベースに、概ねその2/3がカバーされるように重要な事業拠点を選定しております。選定した重要な事業拠点においては、それらの事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として「営業収益」、「営業未収入金」、「固定資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年6月9日
【会社名】	株式会社日本取引所グループ
【英訳名】	Japan Exchange Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役CFO 田端 厚
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役兼代表執行役グループCEO清田瞭及び当社執行役CFO田端厚は、当社の第16期（自2016年4月1日至2017年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。